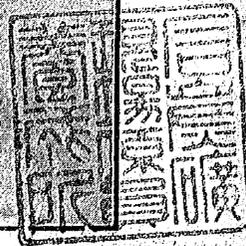


石炭鑛業 互助會報

第九卷 · 九月號

昭和十六年九月二十五日印刷
昭和十六年九月二十八日發行
（每月二十日發行）
第三種郵便物認可
郵政省登記第...號



石炭鑛業互助會發行

三井銀行

若松市本町五丁目

若松支店

電話目三八〇至三八二
 振替(福岡)二四五〇
 番号(下關)二八四二

寫眞

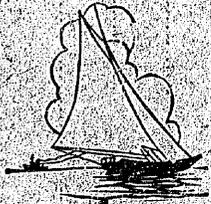


去る九月十二日福岡市觀光ホテルに於ける福岡鑛山監督局管區
 統制組合設立準備委員會々場正面起るは高木商工省事務官
 之れより左津田燃料局長、中村鑛業局長、岡田國總務
 部長、加野書記官、佐久務務課長らより二列目①山本本
 社々長②赤内專務取締役③久恒本社取締役④橋上取締役⑤金丸
 取締役⑥田龍取締役ら

石炭業

互助會報

第六卷・第九號



石炭業互助會



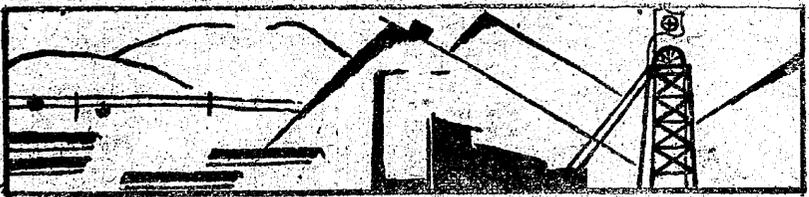
古田慶三氏の勇退を惜む

中島徳松氏談

日本石炭株式會社社長古田慶三氏は、先般、同社を退任された。これは、古田氏の長年の苦心と、同社を興隆させた功績を惜むものがある。古田氏は、石炭業界の発展に、多大の貢献をされた。その功績は、業界内外に知られており、多くの人々から尊敬されている。古田氏の退任は、業界にとって大きな損失である。古田氏の勇退を惜むものがある。古田氏は、石炭業界の発展に、多大の貢献をされた。その功績は、業界内外に知られており、多くの人々から尊敬されている。古田氏の退任は、業界にとって大きな損失である。古田氏の勇退を惜むものがある。

石炭鑛業互助會九月號目次

(昭和十六年九月)



◆論 說

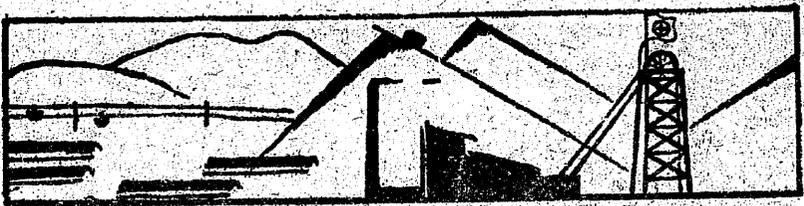
再び石炭統制會に就いて……………福岡鑛山監督局長本會顧問 中村 幸 八……………(一)
 空襲に對する國民の覺悟……………石炭鑛業互助會理事 松 尾 三 藏……………(六)

◆特 別 寄 稿

神林鑛業與亞少年塾視察へ……………日野 晴 山 生……………(九)
 非常時下に於ける矛盾……………福 岡 日 々 新 聞 社 K 生……………(二)
 眞珠か？ 石炭か？……………九州日報若松支局 西 川 威 夫……………(三)

◆参 考

石炭統制會設立準備進む……………(一五)
 地下労働者米麥配給に關する請願……………(二〇)
 石炭規格單進化……………(三)
 出炭能率増進對策審議會……………(三)
 石炭小口配給統制實施要綱……………(三)



石炭輸送株式會社設立……………(一七)

福鑛團綱領規約……………(三)

日本木材株式會社……………(五)

◆炭 坑 訪 問 (其の三)

上 添 田 炭 坑……………(七)

◆法 令

重要産業團體令……………(一〇)

重要産業團體令施行細則……………(一五)

石炭規格改正……………(六)

◆本 會 記 事

重役會理事會其ノ他……………(七)

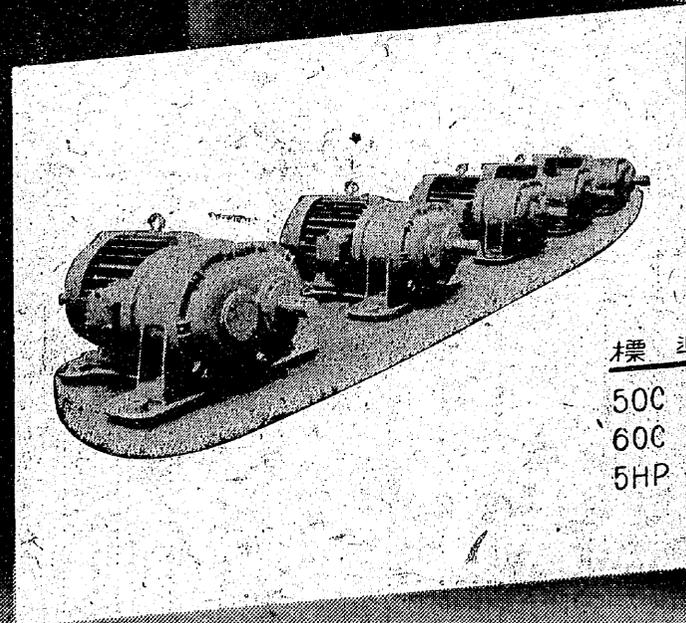
◆炭 界 日 誌

石炭採掘權設定並に異動……………(八)

◆編 輯 後 記

……………(八)

炭坑用途 GMD型ボルト



標準型
50C 33RPM
60C 40RPM
5HP - 25HP

奈須野機械有限公司

大阪市此花区対込町二十三番地
電話此花(46)一四八二・一四八三・一四八四番
東京出張所 東京市京橋区木挽町六丁目二番地
電話銀座五〇四・五〇五・五〇六番
九州出張所 福岡市上呉服町五番地
電話東二四八〇・二四八一番

論説

再び石炭統制會に就いて

石炭統制會の設立の趣旨



石炭統制會に就ては前號に於て一應之を述べて置いた。

其の後重要産業團體令が公布せられ石炭統制會の創設も目睫に迫りつゝあり、福岡山監督局に於ても九月十二、十三日の兩日統制組合の設立準備委員會を開催して之が設立準備を整へ中央の統制會と呼應して近く三統制組合の結成を見ることとなつてゐる。就いては今少しく細目を擧げて卑見を陳ぶることにしよう。

一、石炭統制會設立の趣旨
政治は經濟を支配する。現下の緊迫せる國際情勢の下、石炭鑛業のみならず國內の重要産業は一元的に其の生産並に配給を統制し、業界の智識經驗を最も効果的に活用すると共に、當該産業の經營其のものを公益優先の理念に基かきしめ

以て高度國防國家を完成せんとする所謂經濟新體制確立要綱に従ひ、國家總動員法が整備せられ、重要産業團體令が公布せられたのであり、國內諸産業中、基礎産業として最も重要性を有つ石炭鑛業は先づ第一に重要産業團體令が適用せられて、其の統制會の急速なる設立を要望せられてゐるのである。而して近々實現を見んとする石炭統制會の目的とする處は、官民一致協力して石炭産業の綜合的統制運營を圖り石炭産業の計畫經濟を樹立し、之を完遂し高度國防國家の完成に資せんとするに在り。之が目的達成の爲、

- (一) 石炭需給計畫の設定
- (二) 石炭生産計畫の設定及遂行
- (三) 資材の確保及其の配分に關する計畫の設定及遂行
- (四) 勞務及資金の確保
- (五) 企業の整備統合
- (六) 輸送力の確保及荷役の合理化等々石炭の生産運輸及之に關する事業を營むことになつてゐる。其の使命は定に重大なりと謂はねばならぬ。

二、重要産業團體令と統制會の關係

統制會は重要産業團體令の規定に基いて創設せらるゝものである。従つて團體令の全條文が統制會に及ぶのは當然である。石炭統制會は強力なる國策機關であり、

- (一) 我國の物資動員計畫の石炭部門に關し立案參劃を爲し従つて官民一體となりて生産力の擴充を圖る。
- (二) 統制會の會長は國家之を任命する處であり統制組合の理事長の任命にも主務大臣の認可を必要とすると共に他面

統制會及統制組合の主腦役員たる會長、理事長以下に對して國家は解任權を保有してゐる。而して會長及理事長には指導者原理に依り絶對の權限を與へられ統制會の運營に當りては從來の如く多數決に依らず衆議統裁に依ることゝなつてゐる。

- (三) 統制會は目的遂行の爲其の直接の會員に對するのみならず統制組合の組合員に對しても直接統制を行ふことを得る。

- (四) 法律は統制會及統制組合に強大なる權能を與へてゐるが、其の執行は極めて嚴正なるを必要とするので、會長理事長以下各職員に對し官吏其の他の公務員と同様の義務を負課してゐる。殊に機密の漏洩、職務に關する贈收賄の如きは國家總動員法に依り嚴重なる處罰の對象となつてゐる。

右四つの點が重要産業團體令の特徴であり統制會と從來の團體と著しく趣きを異にしてゐる所である。

三、石炭統制會の組織

石炭統制會は石炭鑛業權者及日本石炭株式會社を以つて組織するが、石炭鑛業權者がすべて直接石炭統制會の會員となるに非ず。直接會員となる鑛業權者は三井鑛山株式會社、三菱鑛業株式會社等二十數會社に過ぎず。其の他生産數量年三千萬噸未滿の鑛業權者は主要産炭地毎に統制組合を組織するを要し、其の統制組合が統制會の組成員となることになつてゐる。而して我が福岡鑛山監督局管内に於ては、福岡縣を其の地區とする北九州石炭統制組合、福岡縣を除く九州各縣及沖繩縣を地域とする西九州石炭統制組合並に山口縣を地區とする山口石炭統制組合の三組合が極く最近の機會に結成を見ることゝなつてゐる。

統制會には會長、理事長、理事、監事及評議員、統制組合には理事長、理事、監事、評議員及相談役の役員が置かれ其

の運営は會長及理事長の強力なる指導の下に國策の線に沿ひ所謂指導者原理に準據し、其の決定方式も從來の會社等に於けるが如き多數決に依らず、衆議統裁の方法に據らんとするものである。統制會の會長は銓衡委員の推薦したる者の中より主務大臣之を命ずる處であり、理事長、理事は會長之を命ずることになつてをる。統制組合の理事長も亦會長の任命する處であるが、之には主務大臣の認可を必要とする。

即ち主務大臣及關係行政官廳は統制會及統制組合の首腦の人選に關與する。従つて會長及理事長は統制會及統制組合の目的に背馳するが如き專横は許されない。尙國家は會長、理事長以下の役員の解任權を保留してゐる。

四、石炭統制會と日本石炭株式會社との關係

重要産業團體令第六條第一號には當該産業に於ける生産及配給云々とあり、又全令第三十九條第一號には統制組合につき當該地區内の當該産業に於ける生産及配給に關する云々の規定があるが、石炭に關しては別個に昭和十五年法律第四百四號石炭配給統制法が存在してゐて、石炭の配給は従前通り日本石炭株式會社が之に當ることとなつてゐる。然し生産と配給とは密接不可分の關係にあり、二者は其の實一にして二ならざるものである。石炭統制會の定款案に依るも、日本石炭株式會社は其の會員にして統制會長の指揮下に在ることは明白である。定款案第七條には統制會の會長は日本石炭株式會社に對し、石炭の配給計畫に關し必要なる事項を指令し得ることを定めてある。

従つて石炭配給の大綱に付ては統制會に於て之を決定し日本石炭株式會社は其の具體的實施計畫の設定及遂行を管掌することにならう。

五、中小炭礦統合問題

中小炭礦の統合は永年唱道せられて仲々實現を見なかつた問題である。それは中小炭礦は中小炭礦としての特徴があり、大炭礦に比して著しき經營の簡易さと事業伸縮の強靱性を有するが爲であらう。統制會の實現と共に中小炭礦の統合に付世人が關心を向けるのは當然であらう。然し統制會は上述の如く石炭産業の最大能力を發揮せんことを企圖せるものなることを忘るべきではあるまい。統合するよりも現在の儘の方がより能率的なる場合は何を苦しんで統合するの要があらう。反之統合の結果良好なる能率を擧げ得るものあらば直ちに之を實行すべきである。炭礦の整理統合は獨り中小炭礦間のみ存するに非ず、大炭礦相互間又は大炭礦と中小炭礦との間にも存在しよう。大炭礦等に於ても能率悪しきもの大鑛區を擁して開發至難なもの等あらば速かに分割若くは讓渡すべきである。中小炭礦中にも大炭礦に合併され或は中小炭礦同志が統合すれば、遺利を生ぜざるもの、能率の向上を期し得るものもあらう。只茲に戒心を要すべきは能率如何、遺利の有無と言ふも之は決して近視眼的に速断すべきに非ず、大乗的見地に於て大局的に之を判断すべきものにして些も私情を挟むことなく邦家を裨益する爲にのみ具體的問題を處理すべきであらう。

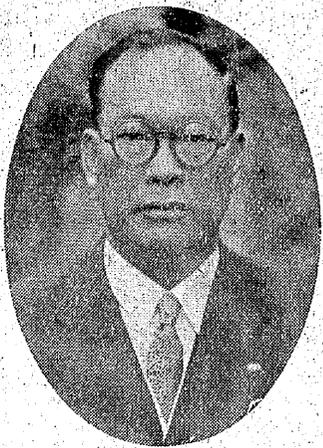
いづれ本問題は統制會の最も重要な事業として最先に取り上げられ強力に遂行せらるゝことにならう。

六、中小炭礦に對する希望

臨戰態勢下の帝國の現狀に鑑み統制會乃至は統制組合の結成を必要とする所以を深く洞察し、公益優先の見地に立脚し小我に捉はるゝことなく、功利的觀念を一擲し國策に副うて其の經營の宜しきを得ると共に一層の増産を期し、統制會及統制組合の統制には率先之に服し以て國運進展に寄與せられんことを切望して息まない。之は獨り中小炭礦に對するのみならず業界一般に對する希望であり期待である。

空襲に對する國民の覺悟

石炭鑛業互助會理事 松尾三藏
互助會石炭株式會社取締役



我が日の本は肇國以來未だ嘗つて外國から侵された事のない尊い難有い國柄である。外國との交渉が始められてからこの方八十年。この間事變といふ事變に遭遇したのが前後八回、勿論小さい競合ひはあつたのはあつた、けれども唯の一度だつて外敵に國土を蹂躪されたといふ汚された記録はない。今度の日支事變が勃發して既に四ヶ年に及んでゐる。武力戦は此後も何時までも続けねばならぬか判らぬが今日までたゞの一回だつて空襲を受けてゐない。しかし皇軍は將政權を相手として戦つてゐるのではない。その背後に在つて軍需資材を輸送し援將行爲を續けてゐる所謂第三國、即ち英米各國と事實上の戦争を續けてゐるものである。獨ソ戰の轉換、大東亞共榮圈の確立を目標として矛をとつてゐる、我國はいついかなる新事體にブツツからないとも限らぬ。この危局に在りながら敵機の爆音一つ聞かず、塹壕の一つも掘らずに國民は「敵機來らば來れ！何をか恐れん！」といふ余裕のある態度であり得るわれらは洵に惠まれた國民ではある。今の國民の環境、心意氣を戰國時代に例へて見るならば甲斐の國の武將武田信玄が今の甲府驛附近に舞鶴城を築いた。この當時この城には内堀も外堀も作らず

僅かに二哩ほど先きに長い堤防を築造した。これを見た隣國の諸將達は「暴將」と信玄をケナした。信玄の部下の中にも軍師山本勘助のみは信玄の心を汲みとつて何んとも言はなかつたが、その他の將士は愚痴を洩らしてゐた。間もなく信玄は越後の上杉謙信と戦端を開いた。その軍議評定の際「武將より信玄に對し「我城には壕がない。萬一籠城の際は何と召されるか」と質問の火蓋が切られた。信玄はいかにも落付いた態度で直ちに「お前は敗ける事を予想してゐるのか、俺は勝つことを予想して敗ける時の事は予想してゐない。故に内堀も外堀も不要である。内外の壕があれば籠城してゐればいつかは食糧が無くなり落城するは必定である。武將として最初から敗けることを予想して、戦争する馬鹿があるか。戦ひ勝つには進むを知つて退くを知らぬことである」と答へると他の一武將が「然らば堤防を築かれた理由」と反問したのに對し信玄曰く「あれ(堤防)は戦ひに用ふるために造つたのではない。向ふ側にある川が氾濫した場合農民達が困るからそれを防ぐためのものだ」と諄々として説いて聞かせた。われ／＼は戰國時代に於ける武田信玄の如き確乎不動、不敗の心構えであらねばならぬ。否國民はその心境にあるものと思はれる、その證據には戦争状態にあり乍ら、内外壕の如き防空壕も掘らず安心してゐられるのである。頼もしきは信玄の心構えではある。日本の家屋は殆んど木造である。萬一にも敵機の來襲となれば必ずや爆弾より焼夷弾を使用するであらう、例へ防空壕を掘つて潜んでゐれば身命は助かるであらうがその間に家は焼かれ食糧も失せ、壕から出て來た際は身體は疲れ衣食住の悉くは焼き拂はれてゐるものと覺悟せねばならぬ、信玄が築城に際し内外壕を作らなかつたと同様われ／＼は戦線にあつて勇戦力闘される兵隊さんと同じく銃後にあつても第一線の兵隊さんと同様、戦つてゐる覺悟で敵機襲來に備へねばならぬ。私は此意味から不幸敵機の來襲を受け、犠牲となつた際は立派な戦士と諦めるより外ない。たゞ老若婦女子は戦傷者にも等しいので保護せねばならぬ、それにしても何も防空壕を掘る必要はなく別の方法即ち爆塵を避けるため、身體の隠れるだけの井戸を家の周囲の空地に作つて置く

敵機が来れば女子供老人を先づ穴の中に收容しその他の家族は隣組や警防團員とともに各自が自分の家は自分で護る覺悟が肝心である。何も周章して防空壕に避けるより挺身消火に當るといふ事こそわれ／＼國民の覺悟であらねばならぬと思ふ、故に私は防空壕より避難壕を家の近くの空地に造ることを力説してゐる。要はわれ／＼國民が不敗の心構えを整えて置くことである。

福鑛劇團上演

脚本募集

- 一、脚本内容
 清新潑刺明朗剛健ナル鑛山生活ノ内容ヲ端的ニ表現スルモノ
 標準語若シクハ地方語
- 一、用語
 サルベク一時間程度ニシテ登場人物八名内外ニテ實演シ得ルモノ
 ノ原稿用紙(二十字二十行詰)ニテ五十枚以内
 鑛業人(職員タルト勞務者タルトヲ問ハス)
 但シ鑛山名及職名ヲ必ズ明記ノコト
- 一、締切
 第一次締切 九月二十日限、第二次締切 十一月三十日限
 第三次締切 一月三十一日限
 本部會機關紙「鑛業報國新聞」紙上
 採用作(上演セルモノヲ言フ) 一篇ニ付五十圓
 佳作ハ一篇ニ付三十圓
- 一、發金表
 イ 作品ノ著作權ハ一切本部會ニ歸屬スルモノトス
 ロ 作品使用ノ場合ハ必要ニ應ジ其ノ一部ヲ改變スルコトアルベシ
 ハ 應募原稿ハ一切返却セズ
 ニ 應募脚本ト表書ニ朱書スルコト
- 一、注意
 福岡鑛山監督局、福岡地方鑛山部會
 福岡市土手町二〇 福岡地方鑛山部會文化部

福岡鑛山監督局
 福岡地方鑛山部會

特別寄稿

神林鑛業、興亞少年塾視察へ



日野晴山生

思ひついたが吉日と二百十日の厄日もものは、素志を貫徹すべく北松炭鑛視察へ……武内事務の御厚意でヤツと實現
 柏原、北尻(福日) 西川(九日) 下津屋、園田(大毎)の諸子に鍋島副長も折よく加はつた同勢七名、八月卅日午後三時
 五十分戸畑驛出發。車内は芋の子を洗ふが如し。博多まで立ちん棒を覺悟して勇敢にも洗面所に雜居、折尾驛から案内役
 を承はつた安永野上鑛業鑛政課長が乗り込む。何しろ手八丁、口八丁諸子揃ひだけあつて佐世保に着くまでの五時間餘、
 窓外の細雨にも氣付かず、退箱どころか車内はいつも談論風發、爆笑列車行である。同夜は野上社長の招きで某亭で旅塵
 を洗ふ。翌卅一日は朝寝坊の連中に七時驛前集合のお達し。

けふこそ野上名譽會長經營の北松浦郡鹿町村神林鑛業所と併置せられた神林興亞少年塾視察の念願を果たすの日である
 低く垂れ罩めた密雲から雨足が煙る。自動車で三時間の豫定の現場までが、前日來の雨と途中道路修繕の個所とで徒歩連
 絡を餘儀なくさせられたので五時間餘も費したであらう。流行の猛者連中も赤土のねばり込みで危ふく靴を奪はれ相な悪
 路とバスのガタ揺れにスツカリ兜を抜いだかたち。最初はいい氣になつて車中虎造もどきで浪花節を唸つてゐたS君もい
 つかユラリ／＼と白川夜舟、目的地に着いたのが午後三時頃。神林鑛業所の坑長野上寅之助氏の心盡くしの晝食は蘇生

の思ひがした。それもその筈、前夜佐世保まで一行を出迎えた松永鑛業所々員が兵站部を引受け態々携行された真心こもつた御馳走だつた。

長串灣の風光明媚、紺碧の入江にある同鑛業所採掘の石炭積出しの肝心の咽喉を扼する長串灣には高島某經營の眞珠養殖事業が我がよの春?を讃えて、石炭積出し船舶の出入を嚴として阻んでゐる。それあるがため鑛業所では膝下の入江の航行が出来ず、止むなく迂回する山腹を利用し辛ふじて送炭を續けてゐる。平和産業時代外貨獲得の爲めの輸出眞珠養殖なればともかく、國運を培して聖戰を續けて行く基礎産業の石炭の輸送が、徒らに一部有閑婦人の孤の襟巻きのお相手をする指輪に使はれる眞珠養殖のため、身動きのとれないなど、寧ろ時代離れのした語り草と思ふが、事實不思議にもそれが長崎縣下に奇怪にも所在する。縣當局は窮局打開のため乗り出されん事を望んでやまぬ。

つひ脇道に外れたが興亞少年塾には現在廿七名の少年が育生されてゐる。廿才前後の張り切るばかりの少年達である。大自然の風光に抱かれ野上社長の暖かい人情の褥に憩ふ事の出来る少年達よ、技術を覚え込み生々と伸び世の人々から指彈されることのないよう、そして崇高なる司法保護事業に専念する野上社長の心意氣に感激し、鑛業報國に邁進され度いと祈念しつゝ、辭去した。山間僻陬の地で營々職域奉公の誠を捧げてゐる産業戰士に、心から相濟まぬとは思ひ乍ら歸心矢の如く視察も大急ぎで濟ませバスに乗り込んだ。それでも佐世保に着いたのは夜九時近かつた。

驛頭で解散した。武雄に雲隠れした連中、佐世保で行方不明のものもあつた。以下同行視察記は職掌柄の新聞記者諸氏に譲つた。最後に大朝正木君が突然の事故で参加出来なかつたのは、返へすゝも残念であつた。

(十六、九、廿五記)

非常時下に於ける矛盾

福岡日日新聞社 K 生

八月三十一日早朝佐世保發バスで江迎町に至るまで、沿道に點在するそちの炭坑の概略を互助會のN氏から心良く聞きながら、身は北松炭田深く足を踏み入れた感が切實に迫つて来る。

江迎から神林行きバスを待つ時間が長い、一寸飲食店に出掛けると葡萄液なるものが眼に止る、禁斷の酒とは違ふ、一行面白半分これに向つて突進一齊射撃の余興が演ぜられ、諧謔は皆の口から出放題に氾濫する。

神林行きバスに乗り行程の中ば迄行くと連日の雨で道路は修繕中の由で拾余町歩かせられる、泥道に雨は容赦なく降り灌ぐ、すつかり泥まみれとなつてやつとバスの引返し点へ到着すると、今度は道路が悪いのか神林より今朝から一臺しか來ないと、茶屋の婆さんが他人事のように愛想もなく語る、正午までにはもう幾何もない、天候の悪化は凡ての計畫を刻々に遅らせて行く、呑氣な一行も少々オラ／＼してくる、僅か一里半の手前迄來て引返すのは残念だ、爲るやうになれと肚を据えて終ふと幸運のバスが御入來だ。

神林に着いて炭礦まで數町歩いてゐると、峠から長串灣が一陣の裡に展開する、M氏の説明に依ると、この灣に高島某が人工眞珠を養殖して、それに漁業權があるため神林炭坑の積出設備が不可能になつてゐることである、成程灣の入口二杯に筏が組まれて擁げられて居る、炭礦では仕方がないので莫大な經費を投じてスキップを設備し漁業權區域外の遠

距離まで運搬して積出を余儀なくせられ、また炭礦資材の搬入も能はぬ状態だ。

高度國防國家建設の重要基礎資材である石炭が一應でも欲しい秋に、これはまた何うした不經濟なことかと思はれる、それに神林は粘結性のコークス炭で全部八幡製鐵所へ納入されてゐると聞く、眞珠も輸出品として外貨獲得に貴重な商品として大きな功績を残して來てゐる、之を全廢させるのは他日我國輸出産業の培養を絶ち切る事になつても困る、何とか兩者とも活用させる良策は無いものであらうか、今日はすべては國家目的に歸一するやうに凡ゆる經濟産業の再編成組織化時代だと謂はれてゐる、遙るばる遠隔な地へ來てこの秀麗な丘に立ち、個人、營利主義觀念が、斯くまでに浸潤してゐるのに今更のやうに考へさせられるものがある。

神林炭坑は年産〇萬屯、小じんまり纏まつて採炭から選炭、輸送の一切の設備が系統だつて炭坑の概念が直ちに捉へられたのは幸ひであつた、特に選炭装置は詳細に見學、選炭機、水洗機、原料炭槽、貯炭槽が整然として一目瞭然に判明したのは大きな收穫で、大炭坑は兎もすれば何にか焦點が判つきりせぬことがあるのに比して、小規模ながら近代設備の粹が遺憾なく施され間然するところの無いのはさすがである。

時局の要求する製鐵用炭だ、大增産計畫樹立と共に積出港問題も一日も早く解決して國家の要請に應ふところがなくてはならぬと痛感する、

見學を終へてから數町離れたところにある、野上辰之助氏が建てた興亞少年塾が在る、そこまで足を延ばす、こゝの感想はまたの日に譲るとして唯、國家非常の秋、少年が生氣に溢れ懸命に生き抜いて他日國家の捨石となる覺悟が窺はれたのは頼もしい限りであつた。

夜半零時五十分佐世保驛發で夜汽車に揺られながら歸途につく。神林炭礦の方々の懇切な案内を謝して筆を擱く。



眞珠か？石炭か？

九州日報若松支局 西川威夫

筑豊炭田を見つけてゐる吾々の眼には長崎縣北松浦郡鹿町長串的野上東亞礦業會社神林礦業所は渺なからぬ驚異であつ

た、何が吾々を驚かしたか、

一、交通の便極めて悪いこと

一、石炭輸送路の不完備

一、石炭産業に對する縣當局の無關心

等である、吾々一行が佐世保から中里、相浦、江里の各炭山を視察して江迎に對し更らに長串に至る間が實に「難行軍」であつたことは兎も角として、これ等不便な地に散在する各炭山が折角掘り出した石炭を如何にして運び出すかを考へた時、吾々は期せずして筑豊炭田に於ける鐵道輸送網の完備を想ひ出したのである。

長串に於ける神林礦業所は歌ヶ浦から海路輸送を行つてゐるが、現在の送炭設備はまだ不完全といふべきで、こゝに同坑縣案の悩みを知ると同時に、長崎縣當局の重要産業に對する認識が、福岡縣當局のそれに比べて著しく低いことを如實に知ることを得た。

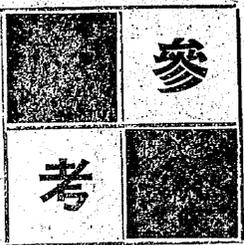
長崎縣當局が眞珠と石炭を時局の天秤にかけて、その輕重を誤つてゐる證據は、神林鑛業所眼下の良港（施設次第では良港となり得る）を高島眞珠養殖場の獨占到任せ、神林坑の積出し能力を可能の範圍に於ける最大限にまづ妨害する結果となつてゐることでも判る。

これは日滿鑛業新屋敷鑛業所に對する佐賀縣當局の無理解と共に肥前、唐津兩炭田に於ける悲劇である。時局は石炭の増産を要請してゐる、佐賀、長崎兩縣當局が現状の如き炭界に對する關心の程度では兩縣下に於ける事業の將來が危懼されると共に、國家重要産業の立場から寒心事なりといふことをこの視察行によつて知ることを得た。



炭礦に行つた人はきつと勞務者舎宅の入口に、このような皆勤の家の札のはり出されてゐるのに氣

づかれたであらう、これは第一回全國石炭増産期間（本年五、六、七月）中皆勤した勞務者の名譽の門標である。因に皆勤者は全勞務者の一割強にあつてゐる。



石炭統制會準備進む

石炭統制會設立準備委員會

石炭統制會設立準備委員會では九月四日午前九時半から商工省で第三回小委員會を開き商工省側より東燃料局長官津田石炭部長以下關係官委員側より松本小委員長以下各委員出席、去る七月十一十八日の準備委員會で内定した石炭統制會設立要綱、石炭統制組合設立要綱、定款案、豫算案および創立費に關し改めて審議した結果原案による地區統制會を産業團體令に則り統制組合に改めることとし、それぞれ一部の字句修正をなし、午後二時より引續き設立準備委員會を開き右試案を正式決定した、よつて石炭統制會は右により一應設立準備を終つたので、政府の指令を待つて

直ちに設立に着手し得ることゝなつた。

福岡鑛山監督局管内石炭地區 統制組合設立準備委員會

九月十二日午前十時より觀光ホテルに於て開催、商工省から津田石炭部長、高城事務官、福岡鑛山監督局から中村局長以下各部課長及び別記設立準備委員三十三名出席、先づ中村局長の挨拶あつて、津田石炭部長より中央に於ける石炭統制會の設立經過ならびに定款規程などを説明、更に地區統制組合の定款案、統制規程案を表示し、熱心に協議した。引續き午後二時から、互助會、西部石炭、宇部組合等の最高幹部を集め、統制組合事務所の豫算、機構、組合

員の會費など細部につき協議した。

尙九月十三日午前十時より同所に於て、前日に引續き委員會を開き、午前十時から山口地區、午後一時からは九州地區、午後三時から北九州地區の順序で地區別に開催したが、商工省津田石炭部長、中村福鑛局長、岡田總務部長、佐久勞務、野田出願各課長出席し、前日提示された統制組合定款、統制規定、機構並に當局と準備委員代表との間に決定された豫算案を附議を認め、承認し準備委員會を終了した。

たゞしまだ確定をみたわけではなく、福日紙によれば大體次の如き問題が論議せられた。

▲斤先業者の取扱

統制組合定款の組合員資格條項により明らかに組合員の資格はないが斤先業者の中には舊各團體の指定配給會社の株主も若干あり、差當つては監督局の指導監督の下に營業させる、しがし將來は鑛業法の改正のない限り現在の鑛業権者と斤先人との關係は後者が鑛業権を讓受ける

か、若しくは前者自身が營むかして整理される

▲共同鑛業権者の取扱

組合定款、組合員資格を規定する條項に従ひ鑛業法上の代表者が組合員となる

▲指定配給會社

統制組合に伴ふ舊各團體の配給會社の取扱ひは既報の如く改組存続し株の入替へは一定期間をおき早急には行はないことになつたが大體今年中に整理される

▲役員

理事長並に理事はそれを專業とすべき關係上石炭鑛業を營む者からは選ばない、理事の員數は理事長の圓滑な任務遂行を期して三名以内の少數にとどめる、評議員並に監事は業者から選ばれるが評議員は十名内外、監事は一名である、なほ理事長は當該組合の配給會社々長を兼任する。

福鑛局管内

石炭統制組合設立委員

重要産業團體令にもとづき福岡鑛山監督局では管下九州山口各縣を福岡縣、山口縣、西部各石炭統制組合（以上何れも假稱）に統合結成することになりその石炭統制組合設立準備委員を中村局長から左の通り委嘱した。

委嘱委員

地區名	委員名	所屬
山口地區	梶本吾市	宇部
宇部六	松本武雄	宇部鑛業會長
西部三	竹中雪藏	宇部石炭重役
互助一	芦川正信	雀田原南炭坑
	篠崎留吉	大濱炭坑
	大石常一	中宇部炭坑
	萩本至	高千穂炭坑
	大岩猛人	西部石炭專務
		小野田炭坑
		西部

福岡地區	互助九	西部三	その他
山本平八	武内禮藏	橋上保	久恒貞雄
美福無煙	互助會專務	日本炭業社長	久恒鑛業社長
互助會	互助會	互助會	互助會
淺井政平	武内禮藏	久恒貞雄	久恒鑛業社長
互助會	互助會專務	日本炭業社長	久恒鑛業社長
互助會	互助會	互助會	互助會
武内禮藏	互助會專務	日本炭業社長	久恒鑛業社長
互助會	互助會	互助會	互助會
田籠寅藏	田籠鑛業社長	早良鑛業專務	早良鑛業專務
互助會	互助會	互助會	互助會
鈴木要藏	早良鑛業專務	筑前炭坑社長	筑前炭坑社長
互助會	互助會	互助會	互助會
西田隆男	筑前炭坑社長	筑鐵鑛業社長	筑鐵鑛業社長
互助會	互助會	互助會	互助會
北代市治	筑鐵鑛業社長	西部石炭專務	西部石炭專務
互助會	互助會	互助會	互助會
萩本至	西部石炭專務	九州採炭社長	九州採炭社長
互助會	互助會	互助會	互助會
藤井伊藏	九州採炭社長	春日炭坑社長	春日炭坑社長
互助會	互助會	互助會	互助會
有吉滿	春日炭坑社長	西戸崎炭礦社長	西戸崎炭礦社長
互助會	互助會	互助會	互助會
田邊重訓	西戸崎炭礦社長	その他	その他
互助會	互助會	互助會	互助會
中野敏雄	西部石炭社長	西部	西部
互助會	互助會	互助會	互助會
萩本至	西部石炭專務	西部	西部
互助會	互助會	互助會	互助會

その他	石川 鐵 彌	大日鑛業社長	西部
	春山 龍 雄	日本窒素鑛業社長	西部
	堤 次 吉	今富炭坑社長	西部
	武内 禮 藏	互助會專務	互助會
	中島 德 松	中島鑛業社長	互助會
	吉原 梅 吉	大伊萬里炭坑重役	互助會
	野上辰之助	野上東亞鑛業社長	互助會
	加藤利三郎	松浦炭礦社長	その他

統制組合設立に關する

本比重役理事會

本社では九月十一日若松本社に於て重役理事會を開催
 一、石炭統制會並に統制組合設立に關する其後の経過報告
 一、統制組合組織に關する件
 一、統制組合設立に伴ふ石炭鑛業互助會並に石炭株式會社の組織變更に關し協議の件
 についで協議を行つたが、當日は問題が問題だけに、中島

相談役始め山本社長武内専務等事務當局者は勿論、殆んど全重役理事出席した。
 會議は風戸理事の出席人員報告に始まり、ついで山本議長より第一項の報告を詳細に行ふ、二、三の質問があつたのみで、議長の報告を承認、第二項にうつる。
 山本議長は、重要産業團體令が公布されたが、まだ重要産業指定の閣令が出ぬので、統制會も統制組合も、たゞそのお膳立を調べておき、閣令が出たら、すぐに設立出来るようになつてゐる旨を述べ、目下統制組合の設立準備は着々と進んでゐることを告げ、互助會の對處策を協議した。
 次に第三項は、統制會、統制組合設立に伴ひ、必然的に起るべき互助會ならびに、互助會社の改組につき、山本議長より説明、質問に答へ、その他重要問題を協議して午後六時散會したが、終始緊張した會議であつた。
 出席者 相 談 役 中島 德 松
 取締役名譽會長 野上辰之助
 取締役社長理事 山本 平 八

- 取締役専務理事 武内禮藏
- 取締役 支配人 八代好三
- 取 締 役 北代市治
- 取 締 役 金丸熊太郎
- 取 締 役 中島森太郎
- 取 締 役 松尾三藏
- 取 締 役 橋上保
- 取締役理事 木會重義
- 取 締 役 田籠寅藏
- 取 締 役 有江伊作
- 取 締 役 高島誠一(代)
- 監査役理事 和才角藏
- 監査役理事 美川泰市郎
- 監査役理事 西本弘雄
- 監査役理事 西田隆男
- 理 事 吉原梅吉(代)
- 理 事 加茂泰吉

- 理 事 風戸道康
- 理 事 山下徹三(代)
- 理 事 後藤清一
- 理 事 重松彦次

津田商工省石炭部長來福

商工省燃料局石炭部長津田廣氏は十二、十三兩日に開かれる福鑛局管内地區統制組合設立を急速にまとめる爲、十日福岡に着いたが、同氏は重要産業の隨一に屈せらるゝ石炭行政の總元締として主役を演ずべき人で、來福にあり「中央統制會については既にすつかり御膳立が整つてをり、閣議による重要産業の指定があり次第直ちに設立に取りかゝる手筈になつてゐる、中央統制會單獨加入社の指定も同時に行はれる中央統制會に比べて地區統制組合は大綱が決つてゐるだけで、目下準備中だが、勅令による設立命令が下る前に自主的に設立準備を進めてもらひたい、自分はその手傳ひに來たわけだ、統制會への課題は増産と生産

計畫の確保にあり、その具現策としては鑛區の整理、企業
 の合同、勞務、物資の重點配給など種々あるたうが、か
 うした個々のことについては中央統制會長の指導に基き地
 區統制組合は統裁者たる理事長を通じて實行に移されるこ
 とにならう」と語つたが同氏は十二、十三日兩日に亘る會議
 に出席、熱心に業者側と懇談し、十四日歸京したが「準備
 委員會はなんの波瀾もなく豫想以上に順調に進んだ、北海
 道、常磐、大阪は問題のないところだからこれで中央、地
 方を通じ設立の御膳立は全く整つたわけで、後は産業團體

地下労働者米麥

配給に關する請願

松尾本社重役から關係方面へ提出

福岡縣選出代議士、本社重役松尾三藏氏は臨戰體勢の下
 我國民の重大問題たる食糧が米麥不足のため増産奨励と相
 俟つて半面消費規正が強化せられるのは當然の成行きで代
 用食を以て主要食の不足を補ふ事こそ臨戰時下忍ぶべき國

令の指定を待つばかりである、準備委員會では理事長選任
 について多く話が出て總會は議決機關でなく理事長の相談
 機關になるのだから専斷の行ひのないやうな人を選ぶこと
 になつてゐるがその廣範圍な権限からしても公平な立場の
 人が選ばなければならない、人選は大任の認可がなければ
 決定せぬが大體一般の豫想通りにならう、役員は理事長
 の仕事のやり易いやうに極力少くし職員も配給會社と兼任
 せしめて經費の節減をはかると共に事務の練達を期するこ
 とになつてゐる」と語つた。

民の當然の義務である。しかし食料配給の巧拙如何により
 て物資の偏重を來すが如きはこれを嚴に是正せねばならぬ
 この建前から炭礦労働者の特殊性を認識し三百萬縣民が超
 非常時克服の決意の下、國家が要請する石炭増産に協力す
 る國家的觀念から縣民が現在の配給米二合三勺のうち一勺
 だけ節約工面して代用食を攝りこれを地下労働者に振り向
 けんか、縣内だけで一日實に三百石を浮かし得、重要産業
 に従事する労働者もまた安心して職域奉公が出来るばかり

でなく三百萬縣民も亦國策遂行に微かたりとも協力し得る
 の誇りかち得るものである。右の主旨に基き同代議士はこ
 のほど、左記の請願書を企畫院第三部長、同第四部長、内
 務省警務局長、農林省食糧管理局長官、商工省鑛産局長、
 同燃料局長官宛提出した。

福岡縣下地下労働者 米麥配給ニ關シ請願ノ件

時局下米麥ノ消費規正嚴行ニ伴ヒ福岡縣下亦之ニ從ヒ居
 ル事當然ノ儀ニ有之候

然ル處一般地上労働者ハ代用食混用ニ依リ比較的容易ニ
 其ノ能率確保ヲ期シ得ラルベキモ、地下炭礦労働者ニ在リ
 テハ著敷其ノ趣ヲ異ニシ作業ノ本質上、携帶又ハ保有困難
 ナル代用食ヲ以テシテハ到底其ノ目的ヲ達成スルコト能ハ
 ズ、斯クテハ基本産業タル石炭ノ生産ニ多大ノ影響ヲ及ボ
 シ延イテハ、吾國綜合的統制經濟ノ破綻ヲ來スコト、火ヲ
 賭ルヨリ險ナリト思惟スルモノニ有之候

依テ爰ニ左記方法ニ依リ消費規正ノ一部變更ヲ請願スル
 次第ニ候

記

一、普通人ノ配給ノ一日一人當貳合參勺ヲ貳合貳勺トシ福
 岡縣民約參百萬人、之ニ依テ生ズル一日參百石ヲ地下勞
 働者ニ振向ケルコト

右ノ如ク全國的ニ其ノ稼働者ノ輕重ニ應ジテ此ノ規正改訂
 ナ行フ時ニ於テハ重要産業従事ノ労働者食糧關係モ自然解
 消ノ事ト可相成、差當テ福岡縣ヘノ實施方御認可有之度
 右及請願候也

福岡縣内ニ於ケル地下労働者米麥配給調表

合	労働者數		壹人當リ	米麥所 要量 (合)
	男	女		
計	000,000	000,000	四合	000,000
	000,000	000,000	二合五勺	000,000
計	000,000	000,000	二合	000,000
計	000,000	000,000	二合	000,000

希望配給 ノ場合	労働者数		一人當り 米麥所 要量 (合)
	男	女	
現場係員	5,000	3,000	5,000
計	5,000	3,000	5,000
計	5,000	3,000	5,000

差引一日當り増加量 〇〇〇石〇〇〇
 同 壹ヶ月 増加量 〇、〇〇〇、〇〇〇
 同 壹ヶ年 増加量 〇〇、〇〇〇、〇〇〇

此ノ内現場係員ハ一般職員ト同様一合三勺ノ配給ヲ受ケ居ル處此ガ勤務狀況ハ労働者ト同様ナルヲ以テ之ニ對シ労働者同様五合五勺ノ配給ヲ確保スル事ニシテ所要數量ニ計算シタルモノナリ(防諜關係上特ニ統計表中ノ數字ハ削除ス)

石炭規格單純化

級別ニ三百乃至六百カロリー

商工省では石炭品位の改善を圖るため昨年四月石炭品位

取締規則を公布、同年十月第一回告示によつて石炭の標準規格を定め更に本年三月の第二回告示で規格を嚴重にしたが右は最近の石炭消費の實狀並に輸送力逼迫の現狀に沿はぬ點が少くないので今回標準規格を單純化することに決定六日附を以つて告示十月一日より施行することゝなつた、改正骨子は次の如くであるがこれにより従來百乃至二百カロリーで規格を級別してゐたのが三百乃至六百カロリーで級別されることとなりメーカーの負擔は著るしく緩和されるはずである。

一、石炭規格の單純化

今回の改正においては一般用炭中一回の荷渡數量一噸以上の場合にあつては

▲甲號(九北炭)全二十八級を全九級に

▲乙號(常磐炭)全二十三級を全六級に

▲丙號(宇部炭)全二十二級を全六級に

それ〴〵整理しまた右の改正に伴ひ一回の荷渡數量一噸未満の場合をも改正した、次に無煙炭は號を廢して級の

みとし煽石も號を廢し級は二級増加した、なほ原料用炭およびガス發生爐用炭は現行通りである。

二、商工大臣の指定したる石炭の品位改正

規則第四條の規定により賣出を許可せられる石炭の最低品位も右の規格外改正に伴ひ、例へば九北炭は灰分一〇・四分四五を一〇・四分四二・五、常磐炭は灰分一〇・四分四・五を一〇・四分三にそれ〴〵改正された、なほ宇部炭は現行通りである、發熱量については各炭を通じ變更はない

三、銘柄賣炭の追加銘柄賣買によるべき石炭は從來原料用炭のみであつたが規格外炭も銘柄賣買によるべきこととした。(法令欄参照)

出炭能率増進對策審議會

石炭需要期を目前に控へ之が増産は益々緊急事となつて居り之に對する各石炭山の増産對策樹立は最も注目せられてゐるが現在各炭礦に入つてゐる短期勞務者勤務報國隊)

も九月中旬までには大半歸農するものと見られて居りしかも勞務者の新規募集は困難化する一方で之が勞力不足に對する策としては福岡鑛山監督局では結局在籍勞務者の能率増進による外はないとしこれがため能率増進に拍車をかけるべく今回福岡地方鑛山部會内に能率増進對策審議會を設置することに決定、可及的速かにその具體化を圖つてゐるしかして右審議會の委員には各鑛山において實際に勞務事務を掌るエキスパートを委員とし具體的個々の問題については速急に方策を樹立決定實行せしめ、また一般的なる對策樹立については之等審議會委員を鑛山部會の指導委員に任命し協議することゝなつてゐる、しかして目下勞務關係について審議すべき事項としては次の諸事項があげられてゐるが之に對する福岡局の意向は大體左の如くである。

一、大納屋制度の改善

從來大納屋制度の炭礦にては勞務者の募集には飯場頭が之に當つてゐるため優秀なる勞務者を得ることなく多くは移動性癖を有しそのため飯場頭と金錢上の争ひを起し鑛

山明朗化に大なる障害となつて居り、また勞務者の指導教育の點から見ても之等飯場頭は悪性勞務者の管理には全く能力なく徒らに移動缺勤を増すのみである現状からして

- ①大納屋制度廢止の可否
- ②大納屋制度の廢止方法
- ③飯場頭の教育方法及監督方法

が最初に審議されなければならぬとしてゐる、併し現在急に大納屋制度の廢止をなすときは中小鑛山は職業指導所の力に頼り得ないため勞働者充足の道絶える惧れもあり之が對策には慎重を期してゐる。

二、規模別による福利施設の標準化
在籍勞務者の數に應じた福利施設を整備し適當なる慰安を與へ勞務者の質的向上を圖り以て能率増進を期してゐるが、特に斤先坑における福利施設を重要視し從來斤先業者の從業員指導慰安設備が皆無であつたのに鑑み、鑛業權者斤先人共同で諸施設を設置せしむるが最急務とし

てゐる、しかして福利施設の基準としては勞務者數が

- ①百人以下
- ②五百人以下
- ③千人以下
- ④三千人以下
- ⑤三千人以上
- ⑥五炭礦に分つて考慮する。

三、勞務審査會の設置
これにより移動缺勤の防止をはからんとするもので、その具體的方法としては各鑛山に於ける鑛業報國會に移動缺勤審査委員會を設置し、移動及び缺勤の理由の正否を委員の公平なる判斷により決せんとするものであるが、これにより退職、缺勤の數が相當減じるものと見てゐる
四、肩入金の制限
肩入金のあるため移動する事例多くその制限を圖る必要があるとしてゐる。
五、賃金制度の改革

現在月二回の支拂を一回に變更しその間生活に支障を來さざるよう見合金を支給することが缺勤防止の一手段であるとし、更に賞與金制度を設置し定日數の稼働をなさしめ定日數を出勤したるものには多額の出勤賞與を支給し、しからざるものには全然賞與を認めず以て出勤を促すことが最有効であるとしこの際

- ①見合金を如何なる條件の下に許すか
- ②稼働義務日數を何日とするか
- ③疾病、用務等正當なる事由による缺勤を何日まで認むべきか
- ④理由なき缺勤十五日以上に及びたる者に對する制裁を如何にするか、

等が早急樹立されなければならないが之については既に從來考究されてゐた處であつて比較的早急に實施する模様である。

石炭小口配給統制要綱

商工省燃料局では小口需要石炭（月額消費八百五十噸以下）に對する配給統制要綱を決定し、十日燃料局長官名をもつて各地方長官に通牒、配給機構および配給徑路を整備することとなつた、配給機關としては道府縣單位に現在殆ど整備を完了した仲買團體および現在整備進行中の小賣團體が充てられ、配給數量は近く下半年期の石炭生産配給計畫決定次第各地方廳に指示し、配給統制を實施する方針である。

小口需要石炭配給統制要綱

- 一、配給機關
 - (一) 仲買
團體すでに仲買業者をもつて道府縣別に結成せられを指定仲買團體をもつてこれに充つること
 - (二) 小賣團體
小賣業者をもつて地域別に小賣商業組合または統制會社を結成すること。
但し小賣業者をすべて指定仲買團體に包括する道府縣

においてはこれが結成の要なきこと

二、配給経路

(一) 仲買團體は生産業者または輸移入業者より共同購入をなすこと

(二) 仲買團體はその團體員に從來の実績などを参酌し配給すること

但し仲買團體において共同販賣をなす場合はこの限りにあらずること

(三) 仲買團體員は仲買團體の指圖により小賣商（小賣團體）において、共同購入をなす場合においては小賣團體）または消費者に配給すること。

(四) 小賣團體員は小賣團體の指圖により消費者に配給すること、但し小賣團體において共同販賣をなす場合はこの限りにあらずること。

三、割當

(一) 道府縣は仲買團體またはその團體員の配給すべき石炭につき仲買團體に對し産業別、用途別數量及び小

賣團體または小賣商に對する配給數量の割當をなすこと。

(二) 道府縣は小賣團體またはその團體員の配給すべき石炭につき小賣團體に對し産業別、用途別數量の割當をなすこと。

(三) 仲買團體または小賣團體は前二項の割當の範囲内において常時月額三趣以上を購入するものにつき配給先別割當明細書表を定め道府縣に提出すること。

(四) 常時月額三趣未満を購入するものについては特に必要ある道府縣においては道府縣は市町村に對し割當をなし市町村はその割當の範囲内において需要者に割當購入證明書を交付すること。

但し厨房、風呂用および特定地域以外における煖房用については特別の事情あるもの以外には割當をなさざること。

家庭用石炭についてのみ切符制を採用せんとする時は四によること。

(五) 前項の措置を採らざる道府縣においては仲買團體または小賣團體は各仲買業者または小賣業者に對し常時月額三趣未満を購入するものに對する配給數量を割當つること。

四、家庭用石炭切符制

(一) 道府縣は市町村をして家庭用石炭の配給所を指定せしめること。

(二) 道府縣は市町村に對し家庭用石炭の割當をなし市町村はその割當の範囲内において各需要者に割當注文票付切符を交付すること

(三) 切符の交付を受けたる需要者は前月中に注文票を配給所に提出すること。

(四) 配給所は需要者より受取りたる注文票と引換に仲買團體（小賣團體）において共同購入をなす場合に於ては小賣業者については小賣團體）より石炭を購入すること。

(五) 配給所は注文票と引換に購入したる石炭は切符と

引換ふるに非ざればこれを販賣することを得ざること

(六) 道府縣は仲買團體（小賣團體）において共同購入をなす場合においては小賣業者については小賣團體）に對し毎月家庭用石炭の配給量を定むること。

(七) 仲買團體（小賣團體）において共同購入をなす場合においては小賣業者については小賣團體）は家庭用石炭については配給所に對し注文票と引換へるに非ざればこれを販賣することを得ざること、小賣團體において共同購入をなす場合においては前號第二項により定められたる數量の石炭については仲買團體はこれを小賣團體に配給すること。

石炭輸送株式會社創立

日本石炭株式會社の子會社として石炭輸送株式會社が創立されたが（九月一日登記）、同社創立目論見書、役員並に定款次の通り。

支那事變の進展、世界情勢の變轉に伴ひ近時石炭輸送用

汽船々腹は極度に逼迫せる實狀にあり、之が對策としては船腹の合理的且有効なる運用の見地より石炭輸送用機帆船の擴充を爲し以て各種産業の基礎物資たる石炭の輸送力の確保を圖るべく其の實現に向つて官民一致邁進しつゝあるところなり。

而して九州炭及宇部炭の阪神、瀬戸内及九州地内海送に付ては機帆船に依るを最適となすを以て此方面に就航する機帆船の積極的擴充を爲すは現下の汽船々腹不足を緩和し、石炭輸送の圓滑なる運営に寄與する所頗る大なり、加ふるに近時の資材勞力の不足並に低物價政策に基づく運賃抑制方針に依り之等機帆船の建造運営を企圖するもの尠く、石炭輸送用船腹の不足は石炭輸送量の増加と相俟つて益々激化を豫想せらるゝ現狀なり。

依て戰時下重要物資たる石炭輸送力の確保を目的とし茲に資本金壹千萬圓と定め本會社を設立せんとするものなり。

要するに汽船の不足に對應する爲め機帆船の擴充をはかり

以て石炭輸送の確保を計るにあることは明瞭である。本店を東京の日本石炭會社の本社内に亦支店を若松の日本石炭會社の支店内に設置した、重役は左の通り。

取締役社長 松本健次郎 (日本石炭會社々長)
常務取締役 堀尙 靖 (元遞信省勅任官吏)
取締役 多賀侍郎 (日本石炭會社理事)
取締役 國崎眞推 (日本石炭會社企畫副部長)
取締役 石橋謙之 (日本石炭會社若松支店長)
監査役 大東健夫 (日本石炭會社理事)
監査役 森本靖男 (元海軍主計中將)
監査役 (日本石炭會社理事)
監査役 (元稅務監督局長)

石炭輸送株式會社定款

第一章 總 則

第一條 本會社ハ石炭輸送株式會社ト稱ス

第二條 本會社ハ左ノ事業ヲ營ムヲ以テ目的トス

一、石炭其ノ他ノ貨物ノ運送

第十條 本會社ノ株式ハ取締役會ノ承諾ナクシテ之ヲ讓渡又ハ質入スルコトヲ得ズ

第十一條 株主又ハ其ノ法定代理人ハ株式取得ノ時、質權者又ハ其ノ法定代理人ハ質權登錄ノ時其ノ氏名、住所及印鑑ヲ本會社ニ届出ヅベシ其ノ變更アリタルトキ亦同ジ

株主、株主名簿ニ記載セラレタル質權者又ハ其ノ法定代理人ニシテ帝國内ニ住所又ハ居所ヲ有セザルモノハ帝國内ニ假住所ヲ設ケ又ハ帝國内ニ住所若ハ居所ヲ有スル代理人ヲ定メ之ヲ本會社ニ届出ヅベシ其ノ變更アリタルトキ亦同ジ

第十二條 會社其ノ他ノ法人ハ株式取得ノ時又ハ質權登錄

ノ時代表者ヲ定メ其ノ氏名及印鑑ヲ本會社ニ届出ヅベシ其ノ變更アリタルトキ亦同ジ

第十三條 株式ノ讓渡ニ因リ名義書換ヲ爲サントスルトキ

二、船舶ノ取得及質貸借

三、前各號ノ事業ニ附帶又ハ關聯スル事業

第三條 本會社ノ資本金ハ壹千萬圓トス

第四條 本會社ハ本店ヲ東京市ニ支店ヲ福岡縣若松市ニ置

第五條 本會社ノ公告ハ官報ヲ以テ之ヲ爲ス

第二章 株 式

第六條 本會社ノ株式ハ二十萬株トシ一株ノ金額ヲ五十圓トス

第七條 本會社ノ株式ハ記名式トシ株券ハ一株券、十株券

五十株券、百株券及千株券ノ五種トス

第八條 第一回ノ株金拂込ハ一株ニ付十二圓五十錢トス

第二回以後ノ株金ノ拂込ハ取締役會ノ決議ヲ以テ其ノ金額及期日ヲ定ム

第九條 株主株金拂込期日ニ株金ノ拂込ヲ爲サザル時ハ其ノ拂込ムベキ金額ニ對シ拂込期日ノ翌日ヨリ拂込ノ當日迄百圓ニ付一日四錢ノ割合ヲ以テ違約金ヲ支拂フモノトス

ハ本會社所定ノ書式ニ依リ當事者雙方ノ記名捺印セル名
義書換請求書ヲ作成シ株券及本會社ニ於テ必要ト認ムル
證據書類ヲ添ヘ之ヲ本會社ニ提出スベシ
改氏名、相續其ノ他ノ事由ニ因リ株式ノ名義書換ヲ爲サ
ントスルトキハ前項ニ準ジテ本會社ニ其ノ請求ヲ爲スベ
シ

第十四條 株券ノ種類ヲ變更セントスルトキハ株券引換請
求書ニ株券ヲ添ヘ之ヲ本會社ニ提出スベシ

株券ヲ喪失シタル爲新株券ノ交付ヲ受ケントスルトキハ
本會社所定ノ書式ニ依リ作成シタル新株券交付請求書ニ
除權判決ノ正本又ハ謄本ヲ添ヘ之ヲ本會社ニ提出スベシ
株券ヲ汚損又ハ毀損シタル爲新株券ノ交付ヲ受ケントス
ルトキハ其ノ事由ヲ詳記シタル新株券交付請求書ニ株券
ヲ添ヘ之ヲ本會社ニ提出スベシ

第十五條 質權ノ登録又ハ其ノ抹消ヲ爲サントスルトキハ
本會社所定ノ書式ニ依リ當事者雙方ノ記名捺印セル質權
登録請求書又ハ質權登録抹消請求書ヲ作成シ株券及本會

社ニ於テ必要ト認ムル證據書類ヲ添ヘ之ヲ本會社ニ提出
スベシ、但シ相續其ノ他之ニ準ズベキ事由ニ因ル質權ノ
登録ノ場合ニ在リテハ質權登録請求書ハ取得者ノミノ記
名捺印ヲ以テ足ルモノトス

第十六條 株式ノ名義書換又ハ質權ノ登録若ハ其ノ抹消ノ
手数料ハ株券一通ニ付二十錢トシ株券ノ引換其ノ他新株
券ノ交付ノ手数料ハ新株券一通ニ付五十錢トス

第十七條 本會社ハ六月一日及十二月一日ヨリ各定時株主
總會終結ノ日迄讓渡ニ因ル株式ノ名義書換並ニ質權ノ登
録及其ノ抹消ヲ停止ス

前項ノ外特ニ必要アルトキハ豫メ公告ノ上讓渡ニ因ル株
式ノ名義書換並ニ質權ノ登録及其ノ抹消ヲ停止スルコト
アルベシ

第三章 株主總會

第十八條 本會社ノ定時株主總會ハ毎年六月及十二月ニ、
臨時株主總會ハ必要アル毎ニ之ヲ開催ス

總會ハ支店所在地ニ於テ之ヲ開催スルコトヲ得

第十九條 總會ハ社長之ヲ招集シ其ノ議長トナル社長事故

アルトキハ常務取締役其ノ職務ヲ行ヒ社長常務取締役共

ニ事故アルトキハ他ノ取締役中ノ一人其ノ職務ヲ行フ

第二十條 株主ハ本會社ノ他ノ株主ニ委任シテ其ノ議決權

ヲ行使スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ本會社ニ委任狀ヲ

差出スベシ

第二十一條 總會ノ議決ハ出席シタル株主ノ議決權ノ過半

數ヲ以テ之ヲ爲ス可同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ

依ル

第二十二條 總會ノ議事ノ經過ノ要領及其ノ結果ハ議事録

ニ記載シ議長並ニ出席シタル取締役及監査役之ニ記名捺

印スベシ

第四章 役員

第二十三條 本會社ニ取締役五人以上監査役二人以上ヲ置

ク

第二十四條 取締役及監査役ハ株主總會ニ於テ之ヲ選任ス

第二十五條 取締役ノ任期ハ三年、監査役ノ任期ハ二年ト

ス、但シ其ノ任期ガ任期中ノ最終ノ決算期ニ關スル定時
株主總會ノ終結前ニ滿了スルトキハ其ノ總會ノ終結ニ至
ル迄之ヲ伸長ス

補缺又ハ増員ニ因リテ就任シタル取締役又ハ監査役ノ任
期ハ他ノ在任ノ取締役又ハ監査役ノ任期滿了ト同時ニ滿
了ス

第二十六條 取締役又ハ監査役ニ缺員ヲ生ジタルトキハ臨
時株主總會ヲ開キ補缺選任ヲ行フ但シ法定ノ員數ヲ缺カ
ザル限リハ次回ノ改選期迄之ヲ延期スルコトヲ得

第二十七條 取締役ハ取締役會ヲ組織ス

取締役會ハ本會社ノ業務方針其ノ他重要事項ヲ決議ス

取締役會ハ社長之ヲ招集シ其ノ議長ト爲ル社長事故アル

トキハ常務取締役其ノ職務ヲ行ヒ社長常務取締役共ニ事

故アルトキハ他ノ取締役中ノ一人其ノ職務ヲ行フ取締役

會ノ決議ハ取締役ノ過半數ヲ以テ之ヲ爲ス可同數ナル

トキハ議長ノ決スル所ニ依ル

取締役會ニハ監査役出席シテ意見ヲ述ブルコトヲ得

第二十八條 取締役ノ互選ヲ以テ社長常務取締役各一人ヲ定ム

社長ハ取締役會ノ決議ヲ執行シ業務ヲ總理ス
常務取締役ハ社長ヲ輔佐シ業務ヲ掌理ス
社長事故アルトキハ其ノ職務ヲ行フ

第二十九條 社長及常務取締役ハ各自本會社ヲ代表ス

第三十條 取締役ハ取締役會ノ承諾アリタルトキハ本會社ト同種ノ營業ヲ目的トスル他ノ會社ノ取締役ト爲ルコトヲ得

第三十一條 監査役ノ互選ヲ以テ常任監査役一人ヲ置クコトヲ得

第三十二條 取締役及監査役ノ報酬ハ株主總會ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第三十三條 取締役會ノ決議ヲ以テ本會社ニ顧問又ハ相談役ヲ置クコトヲ得

第五章 計 算

第三十四條 本會社ノ營業年度ハ四月一日ヨリ九月三十日迄

迄及十月一日ヨリ翌年三月三十一日迄トス

第三十五條 本會社ノ利益金ハ當該營業年度ノ總益金ヨリ總損金ヲ控除シタル殘額トス

第三十六條 本會社ノ利益金ハ左ノ通之ヲ處分スルモノトス

一、法定準備金

二、納稅準備金

三、諸準備積立金

四、役員賞與金

五、株主配當金又ハ後期繰越金

第三十七條 株主配當金ハ六月一日及十二月一日現在ノ株主名簿ニ記載セラレタル株主又ハ質權者ニ之ヲ支拂フモノトス

配當金ノ支拂ノ期日及場所ハ社長之ヲ定メ前項ノ株主又ハ質權者ニ通知スルモノトス

第三十八條 株主配當金ハ其ノ支拂開始ノ日ヨリ起算シ五年以内ニ支拂ノ請求ナキトキハ之ヲ本會社ノ所得ス

附 則

第三十九條 本會社ノ負擔ニ歸スベキ設立費用ハ一萬圓以内トス

福鑛劇團綱領規約

福岡地方鑛山部會では、曩に福岡鑛山監督局の後援の下に福鑛劇團を組織、最も健全にして明朗なる演劇による炭礦勞務者の慰安につとめてゐるが、今度同劇團の綱領、規約を制定した。

綱 領

一、我等ハ鑛業報國精神ノ把握ニ努メ以テ勤勞文化ノ啓發ヲ期ス
一、我等ハ勤勞文化ノ使命ヲ體シ鑛業戰士ノ剛健明朗ナル生活建設ニ資センコトヲ期ス
一、我等ハ勤勞文化ノ尖兵タルノ自覺ト矜持ヲ持テ人格ノ向上技能ノ練磨ニ精進センコトヲ期ス

福鑛劇團規約

第一章 總 則
第一條 本劇團ハ福岡鑛山監督局管内ニ於ケル勞務者ニ對シ演劇ヲ通ジテ鑛業報國精神ノ普及徹底ヲ計リ剛健明朗ナル生活ノ建設ニ資スルヲ以テ目的トス
第二章 役 員
第三條 本劇團ニ左ノ役員ヲ置ク
顧 問 若干名
理 事 長 一名
常 任 理 事 一名
理 事 若干名
顧 問 ハ理事長ノ依囑ニ依リ就任シ本劇團ノ樞機ニ參劃ス
理 事 長 ハ福岡地方鑛山部會文化部長ノ職ニ在ルモノ之ニ當リ本劇團ヲ統率指導ス
常 任 理 事 ハ福岡地方鑛山部會主事ノ職ニ在ルモノ之ニ當リ理事長ヲ輔佐シ團務ヲ處理ス

理事ハ福岡地方鑛山部會ノ役員及職員中ヨリ理事長之ヲ
 委嘱シ團務ヲ掌ル
 役員ハ凡テ無報酬トス

第四條 本劇團ニ左ノ職別ヲ設ケ理事長之ヲ命ズ

- 團長 一名
- 副團長 一名
- 班長 若干名

團長ハ理事長ノ命ニ依リ團員ヲ指揮監督ス

副團長ハ團長ヲ輔佐シ團員ノ指揮ニ當ル班長ハ團長、副團長ノ命ニ依リ庶務ニ當ル

第三章 出 演

第五條 本劇團ハ福岡鑛山監督局管内ニ於ケル鑛山ヨリノ申込ニ應ジ隨時出張出演スルモノトス

第六條 本劇團ノ出演料ハ左ノ通り定ム

- 一回 六十五圓(旅費、宿泊費實費ハ依頼者負擔)
- 但シ同一鑛山ニ於テ一日ニ二回上演スル場合ハ一回五十圓トス

第七條 出演料ハ申込下同時ニ徴收スルモノトス

第四章 入 退 團

第八條 本劇團ニ加入セントスルモノハ履歷書及戶籍謄本

ニ最近撮影ノ寫眞ヲ添付シ理事長ニ提出スベシ

第九條 加入ヲ承認シタル者ニハ團員章ヲ交付ス

第五章 給 與

第十條 團員ニ對スル給與規定ハ別ニ之ヲ定ム

第十一條 團員ハ左記團則ニ從フベシ

- 一、本劇團ノ目的ヲ自覺シ苟モ劇團體ノ面目ヲ傷クル如キ言動ヲナサザルコト
- 二、團員相互ノ親睦ト人格ノ修養並ニ技能ノ練磨ニ努ムルコト
- 三、和親協力ヲ以テ團規ノ肅正ヲ期スルコト
- 四、福岡地方鑛山部會役員ノ指揮監督ニ從ヒ不遜ノ行爲ヲナサザルコト
- 五、本劇團ニ對シ金錢其ノ他ノ迷惑ヲ掛ケザルコト
- 六、無斷ニテ休演、退團等ヲナサザルコト

第十二條 團員左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ之ヲ除名ス

- 一、本劇團ノ事業ヲ妨グル如キ行爲アリタルトキ
- 二、犯罪其ノ他ノ所爲ニ依リ本劇團員トシテノ信用ヲ失ヒタルトキ
- 三、團則ニ從ハザルトキ

第十三條 除名セラレタル者ニシテ本劇團ニ對シ金錢其ノ

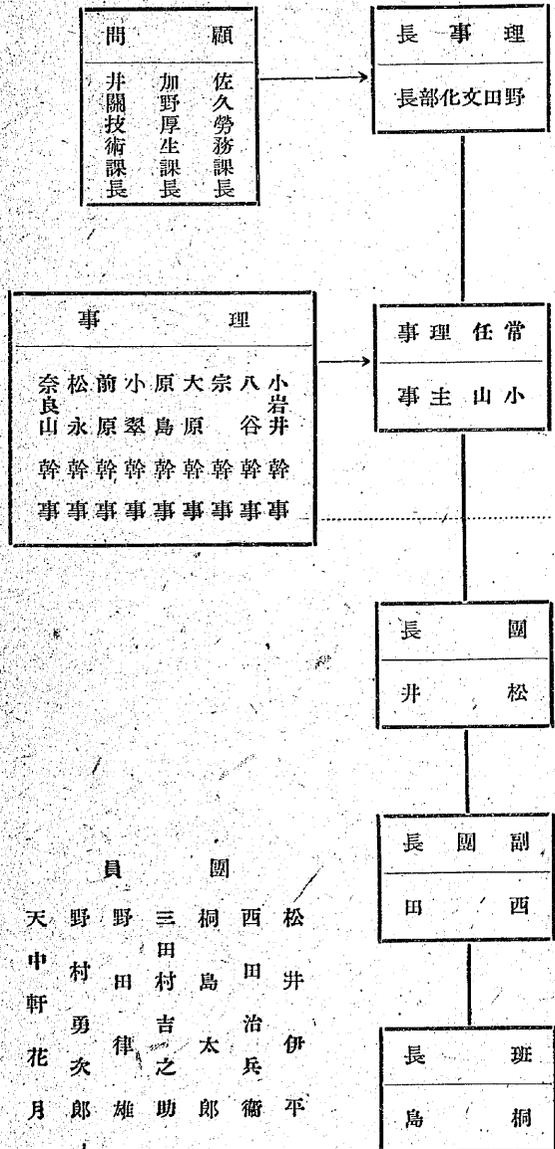
他ノ損害ヲ與ヘタルトキハ之ヲ辨償セシムルモノトス

第十四條 退團セントスルモノハ退團届ヲ提出シ理事長ノ承認ヲ受クベシ

附 則

本規約ハ必要アルトキ理事長之ヲ改廢ス

福岡鑛山劇團組織圖



日本木材株式會社創立

木材統制法による日本木材株式會社（資本金五千萬圓半額拂込み）創立總會は九月十八日午後二時工業クラブで開催、設立委員長井野農相ほか設立委員總員出席、井野農相から設立の経過報告あつて後理事、監事ならびに顧問、參與選任の結果左の通り決定、株式割當の正式承認を行ひ午後三時終了した、これによりさきに設立された日本木材統制會社（資本金千萬圓）は同會社に吸収合併された譯で同會社は十九日設立登記を終へ木材の需給調整のため新發足することになつたが、差當つて軍官需材の供出を確保するはもちろん坑木、パルプ用材、電柱、枕木、坑木丸太、移出材の生産擴充および配給の統制を強化しその供出の圓滑化を計ることになつた、なほこれと併行して十三の地方木材會社設立ならびに木材業及製材業者の整理統合を政府と協力促進することになつた。

社長 村上富士太郎（日本木材統制會社）
社長 長 村上富士太郎

副社長 村瀬貫一
専務理事 原三六
常務理事 戸塚昌宏
小林哲司
馬場賀廣
理事 金谷隆一
森山助三郎
監事 森か八名
顧問 四名
參與 三十名

商工省辭令

（九月十一日）

燃料局事務官 塚本敏夫
同 東澄夫
同 鈴木義雄
同 田中秀男
燃料局理事官 古川正文
同 金田瑩之助
燃料局技師 關戸勲
命燃料局石炭調整官



炭坑訪問 (其の三) 上添田炭坑

清風生

つれづれ草に、「仁和

寺の法師、年ふるまで、石清水を拜まざれば、或年思ひ立ちて詣でぬ。歸りて語りて言ふ、聞きしに勝る有難き宮居なりき、參詣の人々皆後なる山にのぼりわたるが、參詣の本意こそ遂げればのぼらずして歸りけり」とあり、その著者兼好法師は末尾に附加へて、「いかなるわざにも持たまほしきは先達（案内）なり」と笑つてゐる。

私がこのやうな前置をしたのは、實は私が先達なしで上添田炭坑を訪問してひどい目に會つたからである。

上添田炭坑——福岡縣田川郡添田町中元寺——添田で中元

寺と聞けば分るだらうと私は安心してゐた、で私は添田驛につくと早速前の飲食店のお婆さんに上添田炭坑に行く道を訊ねたところが知らぬと言ふ（上添田炭坑のことを土地の人は三崎炭坑と呼び習はしてゐた）それでは中元寺は？と聞くと「その山を越えたと直ぐ其處だ」と答へる「中元寺に炭坑があるか」と言へば「さあ」と首を捻る、ちつと心細いが教へられた通り山越をする覺悟を決めた、雨中に山越は決して樂ではない。四十五分を要した。

山越はしたがどこにも炭礦らしいところは見當らぬ、そこでまた聞くと「そこにはないが、すつと上の方に炭坑がある、そこだらう」と言ふ頼りないこと甚しい、「どれ位

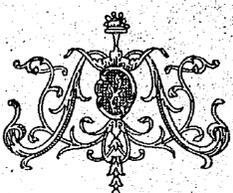
あるか」「一里はある」折悪しく雨は土砂降りだ、途方に
くれて稍暫し佇んだ次第であつた。上添田炭坑さがしを詳
しく書いても始まらないから省略するが、結局、それから
二時間を経たる後、やつと目的地に辿りつく事を得た、そ
こで始めて分つた事だが、中元寺と言つても随分廣いので
私は中元寺の下から上へ歩いて來たと言ふわけだ。この炭
坑に行くには最も近道は彦山バスに乗つて榊田で降りるの
が一番よい、と言ふ、そう言へば添田驛にバスが待つてゐ
たのにと、思つても追つかぬ。私は炭坑に行く道を豫めよ
く教へてもらはないで來たのを悔いた、さきの仁和寺の法
師も先達がないばかりに折角はるゝと石清水に參詣しな
がら本堂を拜まずに、麓の祠だけ拜んで歸つたのであるい
かなる事にもあれ、先人の教へを受けることが必要だと痛
感した。

炭坑事務所は小山の頂上にあつて、積込所、選炭機、坑
口、職員社宅等一目に見渡される格好の所である、事務所
の裏へ立つとこれはすばらしい、天下の英彦山が悠然と迫
つてゐる。

嘆賞これ久うした後、事務所に入る、いきなり硝子戸を
あけて全身濡鼠のやうな男が出現したので、炭坑の人も驚
いたことだらう。花田坑長さんに會つて簡単に來意を告げ
ると坑長さん曰く「何と言つても英彦山が、この名物で
すね、英彦山の麓に炭坑がある、それが即ち上添田炭坑」
外にも炭坑はあるが英彦山に一番近いのはこの上添田炭
坑であらう。

英彦山はもはや日本の英彦山となつた、頼山陽の筆に、
毛谷村六助の話に、近代はまた登山熱の普及につれて、そ
の名はあまりにも有名である。頂上に鎮座します英彦山
神社は工場鑛山の守護神として知られ、毎年春の大祭には
嚴かな安全祈願祭が行はれる。

上添田炭坑は昭和十年十二月の創業、英彦山神社のあら
たかな御加護を受けてか逐年出炭を増し互助會でも有数の
炭坑となつてゐる。暇を告げて脚下を見れば選炭機、積込
機、捲、いづれも轟々と音を立て活動中で、國策遂行の最
大要素たる石炭の増産に邁進してゐる光景は、實にも頼も
しい極みであつた。



法 令



重要産業團體令

勅令第八百三十一號
(昭和十六年八月三十日公布)

第一章 總 則

第一條 國家總動員法(昭和十三年勅令第三百十七號)ニ於
テ依ル場合ヲ含ム以下同ジ)第十八條ノ規定ニ基ク重要
産業ニ於ケル事業ノ統制ヲ目的トスル團體ニ付テハ別ニ
定ムルモノヲ除クノ外本令ノ定ムル所ニ依ル

第二條 本令ヲ適用スベキ重要産業ハ閣令ヲ以テ之ヲ定ム
第三條 本令ニ依ル團體ハ統制會及統制組合トス
統制會又ハ統制組合ハ其ノ名稱中ニ統制會又ハ統制組合
ナル文字ヲ用フベシ但シ主務大臣ノ認可ヲ受ケタルトキ

ハ此ノ限ニ在ラズ

第二章 統 制 會

第四條 統制會ハ國民經濟ノ總力ヲ最も有效ニ發揮セシム
ル爲當該産業ノ綜合的統制運營ヲ圖リ且當該産業ニ關ス
ル國策ノ立案及遂行ニ協力スルコトヲ目的トス
第五條 統制會ハ産業ノ種類別ニ之ヲ設立ス
第六條 統制會ハ其ノ目的ヲ達スル爲左ニ掲グル事項ヲ行
フ

一、當該産業ニ於ケル生産及配給並ニ當該産業ニ要スル
資材、資金、勞務等ノ需給ニ關スル政府ノ計畫其ノ他
當該産業ニ關スル政府ノ計畫ニ對スル計畫

- 二、當該産業ニ於ケル生産及配給ニ關スル統制指導其ノ他會員及會員タル團體ヲ組織スル者ノ當該産業ニ屬スル事業ニ關スル統制指導
 - 三、當該産業ノ整備確立
 - 四、技術ノ向上、能率ノ増進、規格ノ統一、經理ノ改善其ノ他會員及會員タル團體ヲ組織スル者ノ當該産業ニ屬スル事業ノ發達ニ關スル施設
 - 五、當該産業ニ關スル調査及研究
 - 六、會員及會員タル團體ヲ組織スル者ノ當該産業ニ屬スル事業ニ關スル検査
 - 七、前各號ニ掲グルモノノ外統制會ノ目的ヲ達スルニ必要ナル事業
- 第七條 統制會ノ會員タル資格ヲ有スル者ハ左ニ掲グル者ニシテ主務大臣ノ指定スルモノトス
- 一、當該産業ヲ營ム者
 - 二、當該産業ヲ營ム者ヲ以テ組織スル團體
 - 三、第一號ニ掲グル者及前號ニ掲グル團體ヲ以テ組織スル時成立ス

- ル團體又ハ前號ニ掲グル團體ヲ以テ組織スル團體
- 第八條 主務大臣統制會ヲ設立セシメントスルトキハ閣令ノ定ムル所ニ依リ前條ノ規定ニ依リ會員タル資格ヲ有スル者ニ對シ統制會ノ設立ヲ命ズベシ
- 前項ノ規定ニ依ル統制會ノ設立ノ命令アリタルトキハ閣令ノ定ムル所ニ依リ創立總會ヲ開キ之ニ諮リテ定款其ノ他統制會ノ設立ニ必要ナル事項ヲ定メ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ
- 第九條 統制會ノ定款ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ
- 一、目的
 - 二、名稱
 - 三、事務所ノ所在地
 - 四、會員ニ關スル規定
 - 五、事業及其ノ執行ニ關スル規定
 - 六、役員ニ關スル規定
 - 七、會議ニ關スル規定
 - 八、會計ニ關スル規定

- 第十條 統制會ハ第八條第二項ノ認可アリタル時又ハ國家總動員法第十八條第三項ノ規定ニ依リ定款ノ作成アリタル時成立ス
- 前項ノ場合ニ於テハ主務大臣ハ統制會成立ノ旨及定款ヲ告示スベシ
- 第十一條 統制會成立シタルトキハ其ノ會員タル資格ヲ有スル者ハ總テ其ノ統制會ノ會員トス
- 第十二條 統制會ニハ左ノ役員ヲ置クベシ
- 會長 一人
 - 理事 若干人
 - 監事 若干人
 - 評議員 若干人
- 統制會ニハ前項ノ役員ノ外定款ノ定ムル所ニ依リ副會長二人以内又ハ理事長一人ヲ置クコトヲ得
- 第十三條 會長ハ統制會ヲ代表シ當該産業ノ統制指導其ノ他ノ會務ヲ總理ス
- 副會長ハ會長ヲ輔佐シ豫メ會長ノ定ムル順位ニ依リ會長

- 事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理シ會長缺員ノトキハ其ノ職務ヲ行フ
- 理事長ハ會長及副會長ヲ輔佐シ會務ヲ掌理シ會長及副會長共ニ事故アルトキハ會長ノ職務ヲ代理シ會長及副會長共ニ缺員ノトキハ會長ノ職務ヲ行フ
- 理事ハ會長、副會長及理事長ヲ輔佐シ會務ヲ分掌シ豫メ會長ノ定ムル順位ニ依リ會長、副會長及理事長共ニ事故アルトキハ會長ノ職務ヲ代理シ會長、副會長及理事長共ニ缺員ノトキハ會長ノ職務ヲ行フ
- 監事ハ統制會ノ財産ノ狀況ヲ監査ス
- 評議員ハ會長ノ諮問ニ對シ意見ヲ具申ス
- 第十四條 會長ハ銓衡委員ノ推薦シタル者、中ヨリ主務大臣之ヲ命ズ
- 前項ノ銓衡委員ハ當該産業ニ關シ經驗アル者及學識アル者ノ中ヨリ主務大臣之ヲ命ズ
- 副會長、理事長、理事及評議員ハ當該産業ニ關シ經驗アル者及學識アル者ノ中ヨリ會長之ヲ命ズ

監事ハ閣令ノ定ムル所ニ依リ評議員之ヲ選任ス

第三項ノ規定ニ依ル副會長、理事長及理事ノ任命ハ主務

大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ

主務大臣第一項ノ規定ニ依ル任命又ハ前項ノ認可ヲ爲シ

タルトキハ其ノ旨ヲ告示スベシ

第十五條 統制會ノ役員ノ任期ハ左ノ通トス

會長 三年

副會長 三年

理事長 三年

理事 二年

監事 二年

評議員 二年

會長必要アリト認ムルトキハ任期中ト雖モ副會長、理事
長又ハ理事ヲ解任スルコトヲ得

前項ノ解任ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效
力ヲ生ゼズ

主務大臣前項ノ認可ヲ爲シタルトキハ其ノ旨ヲ告示スベ

シ

第十六條 會長、副會長、理事長及理事ハ他ノ職務又ハ商

業ニ從事スルコトヲ得ズ但シ主務大臣ノ認可ヲ受ケタル

トキハ此ノ限ニ在ラズ

第十七條 統制會ハ當該産業ニ關スル事項ニ付關係各大臣

ニ建議スルコトヲ得

統制會ハ關係各大臣ノ諮問ニ對シ答申スベシ

第十八條 統制會ハ其ノ會員及會員タル團體ヲ組織スル者

ニ對シ當該産業ニ關スル事項ノ調査ヲ爲ス爲必要ナル資

料ノ提出ヲ求ムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ資料ノ提出ヲ求めラレタル者ハ遲滯チ

ク之ヲ提出スベシ

第十九條 統制會ハ定款ノ定ムル所ニ依リ其ノ會員ニ對シ

經費ヲ賦課スルコトヲ得

第二十條 統制會ハ其ノ事業ヲ行フ爲特ニ必要アルトキハ

閣令ノ定ムル所ニ依リ主務大臣ノ認可ヲ受ケ其ノ會員ノ

全部又ハ一部ニ對シ前條ノ規定ニ依ル賦課金ノ外特別ノ

賦課金ヲ課スルコトヲ得

第二十一條 統制會ハ定款ノ定ムル所ニ依リ定款又ハ統制

規程ニ違反シタル會員ニ對シ過怠金ヲ課スルコトヲ得

第二十二條 第十九條若ハ第二十條ノ規定ニ依ル賦課金又

ハ過怠金ヲ滯納スル者アル場合ニ於テ統制會ノ請求アル

トキハ市町村稅ノ例ニ依リ之ヲ處分ス

此ノ場合ニ於テ統制會ハ其ノ徵收金額ノ百分ノ四ヲ市町

村ニ交付スベシ

前項中町村トアルハ町村制ヲ施行セザル地ニ在リテハ之、

ニ準ズベキモノトス

第一項ノ規定ニ依ル徵收金ノ先取特權ノ順位ハ市町村其

ノ他之ニ準ズベキモノノ徵收金ニ次ギ其ノ時効ニ付テハ

市町村稅ノ例ニ依ル

第二十三條 統制會ハ其ノ會員又ハ會員タル團體ヲ組織ス

ル者ノ當該産業ニ屬スル事業ニ關スル統制規定ヲ設定ス

ベシ

第二十四條 定款ノ變更並ニ統制規定ノ設定及變更ハ主務

大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ

主務大臣前項ノ認可ヲ爲シタルトキハ其ノ旨ヲ告示スベ

第二十五條 統制會ノ會員及會員タル團體ヲ組織スル者ハ

當該統制會ノ統制規定ニ依ルベシ

第二十六條 統制會必要アリト認ムルトキハ統制會ノ役員

又ハ使用人ヲシテ會員及會員タル團體ヲ組織スル者ノ業

務若ハ財産ノ狀況又ハ帳簿書類、設備其ノ他ノ物件ヲ檢

査セシムルコトヲ得

統制會ノ會員及會員タル團體ヲ組織スル者ハ前項ノ規定

ニ依ル検査ヲ拒ミ、妨ゲ又ハ忌避スルコトヲ得ズ

統制會第一項ノ規定ニ依リ役員又ハ使用人ヲシテ検査セ

シムル場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帯セシムベ

シ

第二十七條 會長當該統制會ノ會員タル法人又ハ會員タル

團體ヲ組織スル法人ノ理事、取締役其ノ他法人ノ業務ヲ

執行スル役員ノ行爲ガ左ノ各號ノ一ニ該當シ當該産業ノ

統制運営上特ニ支障アリト認ムルトモハ主務大臣ノ認可ヲ受テ當該法人ニ對シ其ノ役員ノ解任ヲ命ズルコトヲ得但シ當該統制會ノ會員タル統制組合ノ理事長ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

一、法令又ハ法令ニ基キテ爲ス行政官廳ノ處分ニ違反シタルトキ

二、公益ヲ害シタルトキ

三、統制規定ニ違反シタルトキ

第二十八條 通常總會ハ毎年一回會長之ヲ招集ス

會長必要アリト認ムルトキハ何時ニテモ臨時總會ヲ招集スルコトヲ得

第二十九條 左ニ掲グル事項ハ總會ニ諮リ會長之ヲ決ス

一、定款ノ變更

二、收支豫算

三、第十九條又ハ第二十條ノ規定ニ依ル賦課金ノ賦課徵收方法

第三十條 會長ハ毎年總會ニ統制會ノ事業ノ狀況ヲ報告シ

ヲ報告セシムルコトヲ得

第三十五條 主務大臣ハ會長ノ行爲ガ法令又ハ法令ニ基キテ爲ス處分ニ違反シタルトキ、公益ヲ害シタルトキ其ノ

他當該産業ノ統制運営上會長ヲ不適當ナリト認ムルトキハ之ヲ解任スルコトヲ得

主務大臣ハ副會長、理事長、理事、監事又ハ評議員ノ行爲ガ法令若ハ法令ニ基キテ爲ス處分ニ違反シタルトキ又ハ公益ヲ害シタルトキハ之ヲ解任スルコトヲ得

主務大臣前二項ノ規定ニ依リ會長、副會長、理事長又ハ理事ヲ解任シタルトキハ其ノ旨ヲ告示スベシ

第三十六條 統制會ハ主務大臣ノ命令ニ因リテ解散ス主務大臣前項ノ命令ヲ爲シタルトキハ其ノ旨ヲ告示スベシ

第三章 統 制 組 合

第三十七條 統制組合ハ國民經濟ノ總力ヲ最モ有效ニ發揮セシムル爲當該産業ノ統制運営ヲ圖リ且當該産業ニ關スル國策ノ遂行ニ協力スルコトヲ目的トス

第三十八條 統制組合ハ一定地區ニ於テ産業ノ種類別ニ之

監事ヲシテ財産ノ狀況ヲ報告セシムベシ

第三十一條 行政官廳必要アリト認ムルトキハ國家總動員

法第三十一條ノ規定ニ依リ統制會又ハ其ノ會員若ハ會員

タル團體ヲ組織スル者ヨリ其ノ事業ニ關シ報告ヲ徴シ又

ハ當該官吏ヲシテ其ノ事務所、營業所、工場、事業場其

ノ他ノ場所ニ臨檢シ業務ノ狀況若ハ帳簿書類、設備其ノ

他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ當該官吏ヲシテ臨檢検査セシムル場合

ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帯セシムベシ

第三十二條 關係各大臣ハ統制會ニ對シ當該産業ニ關スル事項ノ調査ヲ命ズルコトヲ得

第三十三條 主務大臣當該産業ノ統制運営上必要アリト認

ムルトキハ統制會ニ對シ必要ナル事業ノ施行ヲ命ジ又ハ

定款ノ變更其ノ他必要ナル事項ヲ命ズルコトヲ得

第三十四條 主務大臣ハ統制會ニ對シ業務及會計ニ關シ監

督上必要ナル命令ヲ發シ又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

主務大臣必要アリト認ムルトキハ監事ヲシテ監査ノ結果

ヲ設立ス

前項ノ地區ハ特別ノ場合ヲ除クノ外道府縣又ハ二以上ノ

道府縣ノ區域ニ依ル

第三十九條 統制組合ハ其ノ目的ヲ達スル爲左ニ掲グル事業ヲ行フ

一、當該地區内ノ當該産業ニ於ケル生産及配給ニ關スル

統制指導其ノ他組合員ノ當該産業ニ關スル事業ニ關ス

ル統制指導

二、當該地區内ニ於ケル當該産業ノ整備確立

三、技術ノ向上、能率ノ増進、經理ノ改善其ノ他組合員

ノ當該産業ニ屬スル事業ノ發達ニ關スル施設

四、當該地區内ニ於ケル當該産業ニ關スル調査及研究

五、組合員ノ當該産業ニ屬スル事業ニ關スル検査

六、前各號ニ掲グルモノノ外統制組合ノ目的ヲ達スルニ

必要ナル事業

第四十條 統制組合ノ組合員タル資格ヲ有スル者ハ左ニ掲

グル者ニシテ主務大臣ノ指定スルモノトス

- 一、當該地區内ニ於テ當該産業ヲ營ム者
- 二、當該地區内ニ於テ當該産業ヲ營ム者ヲ以テ組織スル團體
- 三、第一號ニ掲グル者及前號ニ掲グル團體ヲ以テ組織スル團體又ハ前號ニ掲グル團體ヲ以テ組織スル團體
- 第四十一條 主務大臣統制組合ヲ設立セシメントスルトキハ閣令ノ定ムル所ニ依リ地區ヲ定メ前條ノ規定ニ依リ組合員タル資格ヲ有スル者ニ對シ統制組合ノ設立ヲ命ズベシ
- 第四十二條 統制組合ノ定款ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ
 - 一、目的
 - 二、名稱
 - 三、地區
 - 四、事務所ノ所在地
 - 五、組合員ニ關スル規定
 - 六、事業及其ノ執行ニ關スル規定

- 七、役員ニ關スル規定
- 八、會議ニ關スル規定
- 九、會計ニ關スル規定
- 第四十三條 統制組合ニハ左ノ役員ヲ置クベシ
 - 理事長 一人
 - 理事 若干人
 - 監事 若干人
 - 評議員 若干人
- 統制組合ニハ前項ノ役員ノ外定款ノ定ムル所ニ依リ副理事長二人以内ヲ置クコトヲ得
- 第四十四條 理事長ハ統制組合ヲ代表シ當該産業ノ統制指導其ノ他ノ組合事務ヲ總理ス
- 理事長ハ當該産業ニ關シ經驗アル者及學識アル者ノ中ヨリ當該統制組合ノ所屬スル統制會ナキトキハ當該産業ニ關シ經驗アル者及學識アル者ノ中ヨリ主務大臣之ヲ命ズ
- 前項前段ノ規定ニ依リ理事長ノ任命ハ主務大臣ノ認可ヲ

- 受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ
- 第四十五條 第十三條第二項第四項乃至第六項及第十四條第三項乃至第五項ノ規定ハ統制組合ノ副理事長、理事、監事及評議員ニ之ヲ準用ス
- 第四十六條 統制組合ノ役員ノ任期ハ左ノ通トス
 - 理事長 三年
 - 副理事長 三年
 - 理事 三年
 - 監事 二年
 - 評議員 二年
- 理事長必要アリト認ムルトキハ任期中ト雖モ副理事長又ハ理事ヲ解任スルコトヲ得
- 前項ノ解任ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ
- 第四十七條 統制會ノ會長ハ當該統制會ノ會員タル統制組合ノ理事長ノ行爲法令又ハ法令ニ基キテ爲ス行政官廳ノ處分ニ違反シタルトキ、公益ヲ害シタルトキ其ノ他當

- 該産業ノ統制運營上理事長ヲ不適當ナリト認ムルトキハ之ヲ解任スルコトヲ得
- 前項ノ解任ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ
- 第四十八條 統制組合ハ定款ノ定ムル所ニ依リ總會ニ代ルベキ總代會ヲ設クルコトヲ得
- 第二十八條乃至第三十條ノ規定ハ前項ノ總代會ニ之ヲ準用ス
- 第四十九條 統制組合ハ閣令ノ定ムル所ニ依リ登記ヲ爲スコトヲ要ス
- 前項ノ規定ニ依リ登記スベキ事項ハ登記ノ後ニ非ザレバ之ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ズ
- 第五十條 第八十條第二項、第十條、第十一條、第十七條乃至第二十六條、第二十八條乃至第三十四條、第三十五條第一項第二項及第三十六條第一項ノ規定ハ統制組合ニ之ヲ準用ス但シ主務大臣又ハ關係各大臣トアルハ第八條第二項、第十條第二項及第三十六條第一項ニ規定スル場合

ヲ除クノ外行政官廳トス

第四章 雜 則

第五十一條 第十七條第二項、第三十一條第一項及第三十二條（各前條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）並ニ第三十三條（前條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）以下本條及第五十二條ニ於テ同ジ）中關係各大臣、行政官廳又ハ主務大臣トアルハ當該諮問、報告、臨檢検査又ハ命令ガ軍事上ノ必要ニ基ク場合ニ於テハ陸軍大臣又ハ海軍大臣トス
陸軍大臣又ハ海軍大臣第三十三條ノ規定ニ依リ命令ヲ爲サントスルトキハ當該統制會又ハ當該統制組合ノ所管大臣ニ協議スベシ

第五十二條 當該統制會又ハ當該統制組合ノ所管大臣第三十三條ノ規定ニ依リ命令ヲ爲サントスル場合ニ於テ當該命令ガ軍事上ニ影響ヲ及ボスベキモノナルトキハ陸軍大臣又ハ海軍大臣ニ協議スベシ

第五十三條 第五十一條第一項ノ場合ヲ除クノ外本令中主務大臣、關係各大臣又ハ當該統制會又ハ當該統制組合ノ

所管大臣トアルハ朝鮮、臺灣、樺太又ハ南洋群島（以下外地ト稱ス）ニ在リテハ各朝鮮總督、臺灣總督、樺太廳長官又ハ南洋廳長官トス

第七條各號ノ一ニ該當スル者ニシテ内地ニ在ルモノト同條各號ノ一ニ該當スル者ニシテ外地ニ在ルモノヲ以テ組織スル統制會ニ關スル場合ニ在リテハ本令中主務大臣、關係各大臣又ハ當該統制會又ハ當該統制組合ノ所管大臣トアルハ外地ノミニ關スル事項ニ關スル場合ニ限り前項ノ規定ニ拘ラス各朝鮮總督、臺灣總督、樺太廳長官又ハ南洋廳長官トス

第二十二條中市町村トアルハ朝鮮ニ在リテハ府邑面、臺灣ニ在リテハ市街庄、南洋群島ニ在リテハ南洋群島地方費トシ市町村税トアルハ朝鮮ニ在リテハ國稅、臺灣ニ在リテハ市街庄稅、南洋群島ニ在リテハ地方費稅トシ百分ノ四トアルハ朝鮮ニ在リテハ百分ノ五トス

第三十八條中道府縣トアルハ朝鮮ニ在リテハ道、臺灣ニ在リテハ州又ハ廳、樺太及南洋群島ニ在リテハ支廳管轄

區域トス

第二項ノ統制會ニ關スル場合ヲ除クノ外本令中閣令トアルハ朝鮮又ハ臺灣ニ在リテハ總督府令、樺太又ハ南洋群島ニ在リテハ廳令トス

第五十四條 主務大臣前條第二項ノ統制會ニ關シ左ニ掲グル處分ヲ爲サントスルトキハ朝鮮總督、臺灣總督、樺太廳長官又ハ南洋廳長官ニ協議スベシ

一、第七條ノ規定又ハ第十四條第一項若ハ第二項ノ規定ニ依ル任命但シ第七條ノ規定ニ依ル指定ハ同條各號ノ一ニ該當スル者ニシテ外地ニ在ルモノヲ指定スル場合ニ限ル

二、第八條第一項、第三十三條又ハ第三十六條第一項ノ規定ニ依ル命令但シ第三十三條ノ規定ニ依ル命令ハ會員又ハ會員タル團體ヲ組織スル者ガ外地ニ於テ行フ事業ニ關スルモノナル場合ニ限ル

三、第八條第二項、第十四條第五項、第十五條第三項、第十六條、第二十條、第二十四條第一項又ハ第二十七

條ノ規定ニ依ル認可但シ第二十條ノ規定ニ依ル認可ハ

當該統制會ノ會員ニシテ外地ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有スルモノニ對シ賦課金ヲ課スル場合、第二十七條ノ規定ニ依ル認可ハ當該統制會ノ會員タル法人又ハ會員タル團體ヲ組織スル法人ニシテ外地ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有スルモノノ役員ノ解任ヲ命ズル場合ニ限ル

四、第三十五條第一項又ハ第二項ノ規定ニ依ル解任

第五十五條 朝鮮總督、臺灣總督、樺太廳長官又ハ南洋廳長官左ニ掲グル處分ヲ爲サントスルトキハ主務大臣ニ協議スベシ

一、第五十三條第二項ノ統制會ニ對スル第三十三條ノ規定ニ依ル命令

二、第五十三條第二項ノ統制會アル場合ニ於テ第四十一條ノ規定ニ依リテ爲ス當該產業ニ關スル統制組合ノ設立ノ命令

三、第五十三條第二項ノ統制會ノ會員タル統制組合ニ對

スル第五十條ニ於テ準用スル第三十六條第一項ノ規定ニ依ル命令

第五十六條 本令ニ規定スルモノヲ除クノ外統制會及統制組合ニ關シ必要ナル事項ハ關令ヲ以テ之ヲ定ム

附 則

本令ハ昭和十六年九月一日ヨリ之ヲ施行ス

〔參照〕

昭和十三年四月一日公布
法律第五十五號國家總動員法抄錄

第十八條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ

勅令ノ定ムル所ニ依リ同種若ハ異種ノ事業ノ事業主又ハ

其ノ團體ニ對シ當該事業ノ統制又ハ統制ノ爲ニスル經營

ヲ目的トスル團體又ハ會社ヲ設立ヲ命ズルコトヲ得

前項ノ命令ニ依リ設立セラルル團體ハ法人トス

第一項ノ規定ニ依リ設立ヲ命ゼラル者其ノ設立ヲ爲

サザルトキハ政府ハ定款ノ作成其ノ他設立ニ關シ必要ナ

ル處分ヲ爲スコトヲ得

第一項ノ團體成立シタルトキハ政府ハ勅令ノ定ムル所ニ

依リ當該團體ノ構成員タル資格ヲ有スル者ヲシテ其ノ團體ノ構成員タラシムルコトヲ得

政府ハ第二項ノ團體ニ對シ其ノ構成員(其ノ構成員ノ構成員ヲ含ム以下之ニ同ジ)ノ事業ニ關スル統制規定ノ設定、變更若ハ廢止ニ付認可ヲ受ケシメ、統制規定ノ設定

若ハ變更ヲ命ジ又ハ其ノ構成員タル資格ヲ有スル者ニ對

シ團體ノ統制規定ニ依ルベキコトヲ命ズルコトヲ得

第一項ノ團體又ハ會社ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ

之ヲ定ム

第三十一條 政府ハ國家總動員上必要アルトキハ命令ノ定

ムル所ニ依リ報告ヲ徵シ又ハ當該官吏ヲシテ必要ナル場

所ニ臨檢シ業務ノ狀況若ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ檢査

セシムルコトヲ得

昭和十三年五月四日公布勅令第三百十七號ハ南洋群島ニ

於ケル國家總動員ニ關スル條件ナリ

重要産業團體令施行規則

(閣令第十九號)
昭和十六年九月一日公布

第一章 統 制 會

第一條 主務大臣重要産業團體令(以下令ト稱ス)第八條

第一項ノ規定ニ依リ統制會ノ設立ヲ命ズル場合ニ於テハ

左ニ掲グル事項ヲ指定シ之ヲ告示ス

一、産業ノ種類

二、設立ノ認可ヲ申請スベキ期限

前項ノ場合ニ於テ主務大臣ハ會員タル資格ヲ有スル者ノ

中ヨリ設立委員ヲ命ジ其ノ氏名又ハ名稱及住所ヲ告示ス

前項ノ告示アリタルトキハ設立委員ハ遲滞ナク創立總會

ヲ招集スベシ

第二條 創立總會ヲ招集スルニハ會員タル資格ヲ有スル者

ニ對シ少クトモ二週間前ニ會議ノ目的タル事項、日時及

場所ヲ示シ招集ノ通知ヲ發スベシ

第三條 左ニ掲グル事項ハ創立總會ニ諮リ設立委員之ヲ定

ム

一、定款

二、統制會ノ負擔ニ歸スベキ創立費及其ノ償却方法

三、初年度ノ收支豫算及初年度ニ於ケル令第十九條ノ規

定ニ依ル賦課金ノ賦課徵收方法

第四條 創立總會終結シタルトキハ設立委員ハ遲滞ナク統

制會ノ設立認可ヲ申請スベシ

設立認可申請書ニハ定款、創立總會ノ議事録ノ謄本並ニ
前條第二號及第三號ニ掲グル事項ヲ記載シタル書面ヲ添
付スベシ

第五條 監事ノ選任ハ評議員ノ過半数ヲ以テ之ヲ爲ス

第六條 評議員ノ任命又ハ監事ノ選任アリタルトキハ統制
會ハ遲滞ナク其ノ氏名及住所ヲ主務大臣ニ届出ヅベシ
會長、副會長、理事長、理事、監事又ハ評議員辭任又ハ
死亡シタルトキハ統制會ハ遲滞ナク其ノ旨ヲ主務大臣ニ
届出ヅベシ其ノ者ノ任期滿了シタルトキ亦同ジ
會長、副會長、理事長又ハ理事ニ付前項ノ届出アリタル
トキハ主務大臣ハ其ノ旨ヲ告示スベシ

第七條 統制會令第二十條ノ規定ニ依ル認可ヲ受ケントス
ルトキハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル申請書ヲ主務大臣
ニ提出スベシ

一、特別ノ賦課金ヲ必要トスル事由
二、特別ノ賦課金ノ收支豫算及賦課徴收方法
前項ノ申請書ニハ前項第二號ノ收支豫算ノ明細書及總會

ノ議事録ノ謄本ヲ添付スベシ

第八條 總會ヲ招集スルニハ會員ニ對シテ少クモ二週間前
ニ會議ノ目的タル事項、日時及場所ヲ示シ招集ノ通知ヲ
發スベシ

第九條 每事業年度ノ收支豫算及令第十九條ノ規定ニ依ル
賦課金ノ賦課徴收方法決定シタルトキハ統制會ハ遲滞ナ
ク之ヲ主務大臣ニ届出スベシ其ノ變更アリタルトキ亦同
ジ

第十條 統制會ハ解散ノ後ト雖モ清算ノ目的ノ範圍内ニ於
テハ仍存續スルモノト看做ス

第十一條 主務大臣統制會ノ解散ヲ命ジタル場合ニ於テハ
其ノ旨ヲ當該統制會ノ主タル事務所ノ所在地ノ區裁判所
ニ通知スベシ

前項ノ通知アリタルトキハ裁判所ハ職權ヲ以テ清算人ヲ
選任ス裁判所必要アリト認ムルトキハ職權ヲ以テ清算人
ヲ解任スルコトヲ得
裁判所清算人ヲ選任又ハ解任シタルトキハ其ノ旨ヲ主務

大臣ニ通知スベシ

前項ノ通知アリタルトキハ主務大臣ハ其ノ旨ヲ告示スベ
シ

第十二條 清算人ハ統制會ヲ代表シ清算ヲ爲スニ必要ナル
一切ノ行爲ヲ爲ス權限ヲ有ス

第十三條 清算人ハ清算及財産處分ノ方法ヲ定メ裁判所ノ
認可ヲ受クベシ

裁判所必要アリト認ムルトキハ清算人ニ對シ清算及財産
處分ノ方法ノ變更其ノ他監督上必要ナル命令ヲ爲スコト
ヲ得

第十四條 統制會ハ解散ノ後ト雖モ裁判所ノ認可ヲ受ケ共
ノ債務ヲ完済スルニ必要ナル金額ヲ賦課徴收スルコトヲ
得

令第二十二條及第五十三條第三項ノ規定ハ前項ノ賦課徴
收ニ關シ之ヲ準用ス

第十五條 主務大臣ハ裁判所ニ對シ清算ニ關シ意見ヲ述ブ
ルコトヲ得

第十六條 統制會ノ清算終了シタルトキハ裁判所ハ其ノ旨
ヲ主務大臣ニ通知スベシ

前項ノ通知アリタルトキハ主務大臣ハ其ノ旨ヲ告示スベ
シ

第二章 統制組合

第十七條 主務大臣令第四十一條ノ規定ニ依リ統制組合ノ
設立ヲ命ズル場合ニ於テハ左ニ掲グル事項ヲ指定シ之ヲ
告示ス

一、産業ノ種類

二、地區

三、設立ノ認可ヲ申請スベキ期限

第十八條 第一項第二項第三項、第二條乃至第五條、第六
條第一項第二項、第七條乃至第十條、第十一條第一項乃
至第四項、第十二條乃至第十五條及第十六條第一項ノ規
定ハ統制組合ニ之ヲ準用ス但シ主務大臣トアルハ第一條
第二項及第十一條第一項ニ規定スル場合ヲ除クノ外行政
官廳トシ總會トアルハ總會又ハ總代會トシ第八條中會員

トアルハ組合員又ハ總代會ヲ構成スル者トス

第十九條 統制組合成立シタルトキハ各事務所ノ所在地ニ於テ左ニ掲グル事項ヲ登記スルコトヲ要ス

一、目的

二、名稱

三、地區

四、事務所

五、成立ノ年月日

六、理事長、副理事長及理事ノ氏名及住所

前項ニ掲グル事項ニ變更ヲ生ジタルトキハ變更ノ登記ヲ爲スコトヲ要ス

第二十條 統制組合成立ノ後新ニ事務所ヲ設ケタルトキハ其ノ事務所ノ所在地ニ於テハ前條第一項ニ掲グル事項ヲ登記スルコトヲ要ス但シ既ニ存スル事務所ノ所在地ノ登記所ノ管轄區域内ニ於テ新ニ事務所ヲ設ケタルトキハ其ノ事務所ヲ設ケタルコトヲ登記スルヲ以テ足ル

第二十一條 統制組合事務所ヲ移轉シタルトキハ舊所在地ニ於テハ前條第一項ニ掲グル事項ヲ登記スルコトヲ要ス但シ既ニ存スル事務所ノ所在地ノ登記所ノ管轄區域内ニ於テ新ニ事務所ヲ設ケタルトキハ其ノ事務所ヲ設ケタルコトヲ登記スルヲ以テ足ル

地ニ於テハ移轉ノ登記ヲ爲シ新所在地ニ於テハ第十九條第一項ニ掲グル事項ヲ登記スルコトヲ要ス但シ同一ノ登記所ノ管轄區域内ニ於テ事務所ヲ移轉シタルトキハ其ノ移轉ノ登記ヲ爲スヲ以テ足ル

第二十二條 統制組合ノ解散ノ命令アリタルトキハ各事務所ノ所在地ニ於テ解散ノ登記ヲ爲スコトヲ要ス

第二十三條 統制組合ノ清算人ノ選任アリタルトキハ各事務所ノ所在地ニ於テ清算人ノ氏名及住所ヲ登記スルコトヲ要ス

第十九條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第二十四條 統制組合ノ清算終了シタルトキハ各事務所ノ所在地ニ於テ清算終了ノ登記ヲ爲スコトヲ要ス

第二十五條 統制組合ノ登記ニ付テハ其ノ事務所ノ所在地ノ區裁判所ヲ以テ管轄登記所トス

各登記所ニ統制團體登記簿ヲ備フ

第二十六條 第十九條乃至第二十二條ノ規定ニ依ル登記ハ當該行政官廳ノ囑託ニ因リテ之ヲ爲ス

第二十三條及第二十四條ノ規定ニ依ル登記ハ裁判所ノ囑託ニ因リテ之ヲ爲ス

第二十七條 登記シタル事項ハ裁判所遲滞ナク之ヲ公告スルコトヲ要ス

第二十八條 非訟事件手續法第二百二十五條第一項(第一百五條、第五百十條ノ三及第七十七條ノ規定ヲ準用スル部分ヲ除ク)ノ規定ハ統制組合ノ登記ニ之ヲ準用ス

第三章 雜 則

第二十九條 令第二十六條第三項(令第五十條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ證票ハ別記第一號様式ニ、令第三十條第二項(令第五十條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ證票ハ別記第二號様式ニ依ル

第三十條 令第五十條(令第三十一條第一項ノ規定ヲ準用スル場合ヲ除ク)及本令第十八條中行政官廳トアルハ鑛業若ハ砂鑛業ノ統制組合ニシテ地區ガ鑛山監督局ノ管轄區域ヲ超エルモノニ關スル場合又ハ其ノ他ノ統制組合ニシテ地區ガ道府縣ノ區域ヲ超エルモノニ關スル場合ニ在

リテハ主務大臣トシ鑛業若ハ砂鑛業ノ統制組合ニシテ地區ガ鑛山監督局ノ管轄區域ヲ超エザルモノニ關スル場合又ハ其ノ他ノ統制組合ニシテ地區ガ道府縣ノ區域ヲ超エザルモノニ關スル場合ニ在リテハ各鑛山監督局長又ハ地方長官トス

第三十一條 民法第七十九條、第八十條及第八十二條第二項並ニ非訟事件手續法第三十五條第二項、第三十六條及第三十七條ノ二ノ規定ハ統制會及統制組合ノ清算ニ之ヲ準用ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

別記第一號樣式 (用紙ノ大サハ日本標準規格A5トシ中央點線ノ所ヨリニツ折
下爲ス
(表面)

重要産業團體令第二十六條ノ規定ニ依ル證票

Blank area for the certificate content.

(裏面)

第 號 昭和 年 月 日交付

當該統制會
又ハ統制組
氏
合 印 名

國家總動員法第十八條第一項 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキ
ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ同種ノ事業ノ事業主又ハ其ノ團體ニ對シ
當該事業ノ統制又ハ統制ノ爲ニスル經營ヲ目的トスル團體又ハ會社ヲ設立
ヲ命ズルコトヲ得
同條第六項第一項ノ團體又ハ會社ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
國家總動員法第三十八條左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス
二、重要産業團體令第六項ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者
重要産業團體令第二十六條 統制會必要アリト認ムル者
ハ帳簿書類、設備其ノ他ノ物件ヲ檢査セシムルコトヲ得
ハ使用人ヲシテ會員及會員タル者ノ業務若ハ財産ノ狀況又
ハ帳簿書類、設備其ノ他ノ物件ヲ檢査セシムルコトヲ得
統制會又ハ忌避スルコトヲ得ズ
妨制會又ハ忌避スルコトヲ得ズ
統制會又ハ忌避スルコトヲ得ズ
ハ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帶セシムベシ
重要産業團體令第五十條 第八條第二項、第十條、第十一條、第十七條乃至
第十六條第一項、第二十八條乃至第三十四條、第三十五條第一項、第二項及第三
十六條第一項ノ規定ハ、統制組合ニ之ヲ準用ス但シ主務大臣又ハ關係大臣ト
アルハ第八條第二項、第十條第二項及第三十六條第一項ニ規定スル場合ヲ
除ク
重要産業團體令施行規則第二十九條 令第二十六條第三項(令第三十一條第二項
ヲ準用スル場合ヲ含ム)ノ證票ハ別記第一號樣式ニ、令第三十一條第二項
(令第五十條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ證票ハ別記第二號樣式ニ依ル

別記第二號様式（用紙ノ大サハ日本標準規格トシ中央點線ノ所ヨリ二ツ折）
（表面）

重要産業團體令第三十一條ノ規定ニ依ル證票

（裏面）

第 號 昭和 年 月 日交付

官 職 氏 名
官 廳 印

國家總動員法第三十一條 政府ハ國家總動員上必要アルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ報告ヲ徵シ又ハ當該官吏ヲシテ必要ナル場所ニ臨檢シ業務ノ狀況若ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ檢査セシムルコトヲ得

國家總動員法第四十二條 第三十一條ノ規定ニ依ル當該官吏ノ檢査ヲ拒ミ、妨テ又ハ忌避シタル者ハ六月以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス重要産業團體令第三十一條行政官廳必要アリト認ムルトキハ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ依リ統制會又ハ其ノ會員若ハ會員タル團體ヲ組織スル者ヨリ其ノ事業ニ關シ報告ヲ徵シ又書類、設備其ノ他ノ物件ヲ檢査セシムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ當該官吏ヲシテ臨檢檢査セシムル場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帯セシムベシ

重要産業團體令第五十條 第八條第二項、第十條、第十一條、第十七條乃至第二十六條、第二十八條乃至第三十四條、第三十五條第一項第二項及第三十六條第一項ノ規定ハ統制組合ニ之ヲ準用ス但シ主務大臣又ハ關係各大臣トアルハ第八條第二項、第十條第二項及第三十六條第一項ニ規定スル場合ヲ除クノ外行政官廳トス

重要産業團體令施行規則第二十九條 令第二十六條第三項（令第五十條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ證票ハ別記第一號様式ニ、令第三十一條第一項（令第五十條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ證票ハ別記第二號様式ニ依ル

石炭規格改正

(商工省告示第七八號昭和十六年九月六日公布)

有煙炭
① 一般用炭
イ、一回ノ荷渡數量一噸以上ノ場合

種	類	等級	發品	
			熱量	灰分
第一種	甲號	特 一 二 三 四 五 六 七 級	七、二〇〇以上	一〇〇分ノ一三以下
	乙號	特 一 二 三 四 五 級	六、九〇〇	一〇〇分ノ一三
第二種	甲號	特 一 二 三 四 五 六 七 級	六、六〇〇	一〇〇分ノ一五
	乙號	特 一 二 三 四 五 級	六、三〇〇	一〇〇分ノ一九
第三種	甲號	特 一 二 三 四 五 六 七 級	六、〇〇〇	一〇〇分ノ二三
	乙號	特 一 二 三 四 五 級	五、六〇〇	一〇〇分ノ二八
第四種	甲號	特 一 二 三 四 五 級	五、二〇〇	一〇〇分ノ三三
	乙號	特 一 二 三 四 五 級	四、八〇〇	一〇〇分ノ三八、五
第五種	甲號	特 一 二 三 四 五 級	四、五〇〇	一〇〇分ノ四二、五
	乙號	特 一 二 三 四 五 級	四、〇〇〇	一〇〇分ノ四七、五
第六種	甲號	特 一 二 三 四 五 級	三、九〇〇	一〇〇分ノ五二、五
	乙號	特 一 二 三 四 五 級	三、五〇〇	一〇〇分ノ五七、五

種	類	等級	發品
			熱量
丙號	微粉中塊	一 二 三 四 五 級	五、四〇〇
	小塊	一 二 三 四 五 級	五、〇〇〇
丁號	微粉中塊	一 二 三 四 五 級	四、六〇〇
	小塊	一 二 三 四 五 級	四、一〇〇
戊號	微粉中塊	一 二 三 四 五 級	三、四〇〇
	小塊	一 二 三 四 五 級	三、〇〇〇

甲號トハ常磐炭及宇部炭以外ノ石炭ヲ謂フ、
乙號トハ常磐炭ヲ謂フ
丙號トハ宇部炭ヲ謂フ
丁、一回ノ荷渡數量一噸未滿ノ場合

種	類	等級	發品
			熱量
甲號	微粉中塊	一 二 三 四 五 級	六、三〇〇以上
	小塊	一 二 三 四 五 級	六、〇〇〇
乙號	微粉中塊	一 二 三 四 五 級	五、六〇〇
	小塊	一 二 三 四 五 級	五、三〇〇
丙號	微粉中塊	一 二 三 四 五 級	四、八〇〇
	小塊	一 二 三 四 五 級	四、五〇〇

第一種	
乙號	丙號
塊炭 中塊炭 小塊炭 微粉炭	塊炭 中塊炭 小塊炭 微粉炭
特等 一等 二等 三等 四等	特等 一等 二等 三等 四等
五、三〇〇 四、九〇〇 四、五〇〇 三、九〇〇	三、四五〇 四、一〇〇 四、六〇〇 五、〇〇〇
一分ノ二四 一分ノ二九、五 一分ノ三五 一分ノ四五	一分ノ三五 一分ノ三九 一分ノ三三、五 一分ノ四五

甲號下ハ常磐炭及宇部炭以外ノ石炭ヲ謂フ
乙號下ハ常磐炭ヲ謂フ
丙號下ハ宇部炭ヲ謂フ

② 原料用炭

種類	等級	品位
特等	特等	六、五〇〇以上
特等	特等	六、八〇〇以上
特等	特等	七、一〇〇以上
特等	特等	六、八〇〇以上
特等	特等	六、五〇〇以上

第二種	
等級	品位
特等	六、五〇〇以上
特等	六、八〇〇以上
特等	七、一〇〇以上
特等	六、八〇〇以上
特等	六、五〇〇以上
特等	六、二〇〇以上
特等	五、九〇〇以上
特等	五、六〇〇以上
特等	五、三〇〇以上
特等	五、〇〇〇以上
特等	四、七〇〇以上
特等	四、四〇〇以上

③ 瓦斯發生爐用炭
適性綜合品位ハ當該石炭ニ付炭化度、骸炭、ガス、灰分等ニ依リ日本石炭株式會社ニ於テ檢定スルモノニ依ル

種類	等級	品位
特等	特等	六、五〇〇以上
特等	特等	六、八〇〇以上
特等	特等	七、一〇〇以上
特等	特等	六、八〇〇以上
特等	特等	六、五〇〇以上
特等	特等	六、二〇〇以上
特等	特等	五、九〇〇以上
特等	特等	五、六〇〇以上
特等	特等	五、三〇〇以上
特等	特等	五、〇〇〇以上
特等	特等	四、七〇〇以上
特等	特等	四、四〇〇以上

二、無煙炭（燃料比四、〇以上ノモノ）

甲號トハ膨脹度一、二以下ニシテ灰ノ耐火度一、三五〇度以上石炭ヲ謂フ
 乙號トハ膨脹度一、二以下ニシテ灰ノ耐火度二、二〇〇度以上一、三五〇度未満ノ石炭ヲ謂フ

第三種		乙號											
種	類	七	六	五	四	三	二	一	特	特	七	六	五
等	級												
品	位	(發熱量)											
		級	級	級	級	級	級	級	級	級	級	級	級
		五、九〇〇	六、二〇〇	六、二〇〇	六、二〇〇	六、五〇〇	六、五〇〇	六、五〇〇	六、八〇〇	六、八〇〇	五、九〇〇	六、二〇〇	六、二〇〇
		一〇〇分ノ二、五	一〇〇分ノ二、一	一〇〇分ノ二、一	一〇〇分ノ二、一	一〇〇分ノ二、五	一〇〇分ノ二、五	一〇〇分ノ二、五	一〇〇分ノ二、二	一〇〇分ノ二、一	一〇〇分ノ二、五	一〇〇分ノ二、二	一〇〇分ノ二、五

塊炭ハ中塊炭ヲ含ム
 小塊炭ハ小小塊炭ヲ含ム
 粉炭ハ豆塊炭及微粉炭ヲ含ム

三、燧石（燃料比四、〇以上ニシテ火山岩ノ影響ヲ受ケ變質シタルモノ）

第四種											
粉小塊炭											
種	類	十	九	八	七	六	五	四	三	二	一
等	級										
品	位	(發熱量)									
		級	級	級	級	級	級	級	級	級	級
		四、〇〇〇	四、三〇〇	四、八〇〇	五、三〇〇	五、八〇〇	六、三〇〇	六、六〇〇	七、〇〇〇	七、五〇〇	八、〇〇〇
		一〇〇分ノ二、三									

種	類	等	品
特	級	發熱量	灰分
特	級	七、二〇〇以上	一〇〇分ノ二、三以下

第五種	塊中 塊小 粉塊 炭炭炭	級七 級六 級五 級四 級三 級二 級一	外級 級 級 級 級 級 級	六、九〇〇 六、六〇〇 六、三〇〇 六、〇〇〇 五、六〇〇 五、二〇〇 四、八〇〇 四、五〇〇	一〇〇分ノ一三 一〇〇分ノ一五 一〇〇分ノ一九 一〇〇分ノ二三 一〇〇分ノ二八 一〇〇分ノ三三 一〇〇分ノ三八、五 一〇〇分ノ四二、五
-----	-----------------------	--	----------------------------------	--	--

●商工省告示第七百八十五號

(昭和十六年九月六日公布)

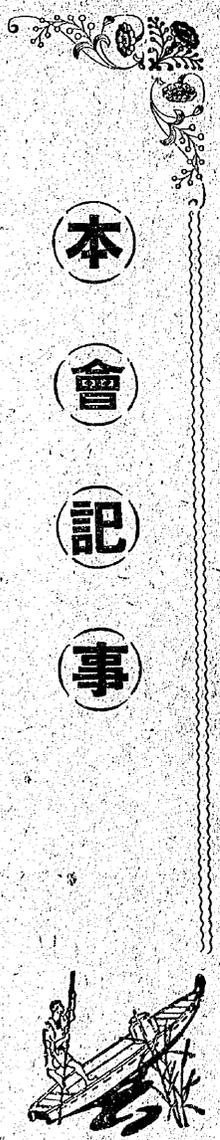
昭和十六年三月商工省告示第二百五十三號左ノ通改正シ

昭和十六年十月一日ヨリ施行

一、昭和十六年九月商工省告示第七百八十四號ニ定ムル第

二種ニ屬スル石炭

一、石炭品位取締規則第四條但書ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケ賣渡ス石炭



本會記事

◆重役理事會

九月十一日午後一時半より本社に於て開催、

中島相談役、野上名譽會長、山本社長、武内專務、八代支配人、北代、金丸、中島、松尾、橋上、木會、田籠、有江、高島(代)、各取締役、和才(代)、美川、西本、西田各監査役、吉原(代)、加茂、風戸、山下(代)、後藤各理事出席、

山本社長議長となり左記の議題につき協議を行つた。

記

一、石炭統制會並ニ統制組合設立ニ關スル其ノ後ノ經過報告
二、統制組合組織ニ關スル件



一、統制組合設立ニ伴フ石炭鑛業五助會並ニ五助會石炭株式會社ノ組織變更ニ關シ協議ノ件
尙本日ノ重役理事會に於て、野上東亞鑛業野内季藏氏の理事辭任を認め、後任として同社重松彦次氏を滿場一致を以て推薦した。

本會の新理事に就任した野上東亞鑛業株式會社經理部長重松彦次氏はもと熊本稅務監督局屬より直稅課長となり、久留米、小倉の各稅務署を歴任し昭和十一年末野上鑛業株式會社に入社社長野上辰之助氏の經營會社たる野上鑛業株式會社、野

上東亞鑛業株式會社、筑豊精密機器株式會社、株式會社直方鐵工所、直方鑄鋼株式會社の各監査役を勤め野上東亞の經理部長を兼任し公職として現在直方市所得稅調查委員である、氏は謙讓にして温厚、四十六才の働き盛りである。

(寫眞は重松氏)

◆ 業務部

第一課、第三課では次の日程で、順次炭坑との事務打合を行つた。

- 九月十三日 飯塚部會(吉原町公會堂)
- // 十五日 上嘉穂部會(上山田商業組合)
- // 十六日 田川部會(後藤寺町役場)
- // 十七日 西川部會(折尾遠賀出張所)
- // 十八日 遠賀部會(香月町役場)

業務會議 右各部會業務第一課井村課長久保係員出席ス、打合事項十六年下期日石提出書類ノ一部變更ノ

說明

運炭會議 右終了後各部會ヲ通ジ各々關係炭坑ノ十月分賃車査定審議協議ス
各部會ヲ通ジ丹生係員出席ス

◆ 統制部

八月二十八日 若松石炭商組合事務所ニ於テ委員會開催 秋吉部長外關係者出席

九月二日 日本石炭若松支店事務打合會(炭商組合) 互助會炭販賣統制組合事務打合會(商工會議所) 席上配給計畫變更申請手續便法ニ關シ秋吉部長ヨリ說明ヲナス

九月五日 日炭ト非常貯炭對策打合會(炭商組合)
九月廿四日 事務打合ノ爲メ秋吉部長日本石炭宇部支社へ出張

◆ 資材部

坑木協議會

日時 昭和十六年九月二十一日午前十時半

場所 若松商工會議所

出席者 本社側 赤司部長、町田課長、森本係長以下 本社員

炭礦側 視察委員、大口指定炭礦所長、礦長

議事

一、各縣坑木事情視察報告並質疑應答

別記視察要項記載ノ項目ニ依リ(視察要項ハ下記末尾記載)詳細ナル調査狀況ノ發表アリ、之レニ對シ炭礦側ヨリ質疑應答アリタリ重要ナ點ヲ摘記スレバ左記ノ如シ

- ① 契約締結ノ件
生産地供出組合トノ連絡不備ノタメ未ダ契約未済炭坑ニ對スル取引坑木商取極メ斡旋完了細目ニ亙ル規格外別供出量等ニツキテハ決定シタル取引坑木商ト炭坑トノ間ニ直接行フコトニ取極メ
- ② 標準規格ノ件

供出ノ圓滑ヲ期スルガメ、規格ハ出來ルダケ壓縮簡明ニサレタキ旨産地側ノ希望ヲ報告、可能ノ範圍内ニ於テ炭礦側モ協力ヲ約ス

③ 地方木材下部組織タル縣單位企業合同體、並中核體ノ本質調査ノ件

④ 森林法ノ改正ト縣ノ態度ニ付イテ

③、④ハ相關性ノモノニシテ、坑木生産業者ノ重大關心ヲ持テツ、アル問題ナリ

一言ニシテハ③、④ノ成立ハ表面ヨリスレバ坑木商ハソノ生存權ヲ剝奪サレルコトニナルモノニシテ、炭礦側トシテモ、坑木ノ特殊の技術ヲ必要トスル點ヨリシテ、之レガ各縣ノ取扱方針ニ對スル徹底的調査ヲサシタルニヨリ、ソノ報告アリタリ

今ソノ要點ヲ擧ゲレバ各縣マチノナルモ、大體左ノ三縣ノモノニ集約サレルト思フ

【廣島】郡單位ニ中核體ヲ結成、ソレヲ縣單位ニ企業合同スルモノナリ、中核體ノ組成ハ製作者者、

森林業者、素材製材業者ヲ以テナシ、コノ内ニ各業種別ニ部ヲ設置スルモノナリ

【熊本】 全縣ヲ六地區ニ分割、中核體ヲ結成セントスルモノニテ、之レガ指導ハ縣木聯ガ當ル由、組織員、業種別部制ノ採用ハ右同

【宮崎】 縣單位業態別ニ中核ヲ結成シ、之レガ九州一圓ノ聯合會ヲ組織シ、業種別ニソノ獨立ヲ認メルト云フ案

業種別ハ左ノ五種目ニ統一ノ意向坑木、パルプ、枕木、樫、一般木材

⑤ 供出可能量並坑木輸送狀況調査報告ノ件

大體二割カラ三割減ノ豫想ナルモ、杉素材ノ代用ニ依レバ供出量ハ引受ケ得ル由ナルモ、輸送並ニ資材不足ヨリシテ困難ナル點アリ、之レガ打開ニ付キ炭礦側ノ協力ヲモトメラレタリ

今ノ要點ヲ列記スレバ次ノ如シ

A 重油ノ配給減ニ對スル炭礦側ノ側面的應援ノ件

B ガソリン代用木炭ノ完全配給ニ對スル側面應援(愛媛縣)

C 種油、地下足袋増配方ニ對スル側面援助ノ件

D 勞力、資材ノ不足ニ對シ各市町村宛援助依頼ノ件

二、企業合同體ニ對スル再檢討ニツキ各縣ニヨル企業合同體ノ結成ハ森林法ノ改正ト睨ミ合セテ、坑木商ニトツテハ死活問題ニテ、之レガ實現スルコトニナレバ、素材製材ハ坑木商ノ手ヨリ森林所有者ノ手ニ移リ、事實上坑木商ノ存在ハ消滅スルコトニナルモノニテ、坑木ハ特殊の製材技術ヲ必要トスル關係上、斯ル急激ナル變化ヨリ起ル供出難ハ畢竟ズルニ、炭礦側ニ轉化サル可キモノニテ我々需要者トシテモ重大ナル問題ナリ現ニ大部分ノ生産業者ハ本件ニ對スル不安ヨリ、山林買付ケテ手控ヘシツ、アル状態ナリ、以上ヨリシテ各縣ノ本件ニ對スル取扱ヒニツキ再檢討ヲ加ヘタルトコロ、宮崎、熊本案ヲ適當ト認メ、コノ二案ヲ採用之レ

ガ適確ナル修正ヲ加ヘ、生産業者ノ更生策樹立ノコト

ニ決定

三、併セテ右案ニ對スル、二十二日博多ホテルニ於ケル

山林局長、並木統制課長出席ノ坑木打合せ會提案ニ對スル互助會態度ニ付イテ

二十二日ノ會議ニ、二案ニテ決定シタル案ヲ提議、

生産業者更生運動ヲ起スコトニ決定、一部生産業者

ノ横暴ニ對シテハ之レガ排撃ヲナスモ、各縣坑木生産業者ハ絶對ニ之レヲ支持シ、以テ坑木供出ノ確保

ヲ圖ルコトニセリ

坑木視察要項

昭和十六年五月三十一日坑木ノ公定價格制定サレ同年八月一日ヨリ坑木統制暫定要綱ト共ニ實施ヲ見、運営サレツ、アルモ統制ノ不備ト組織員舊態依爲タル自由主義的思想ニ災サレテ次ギ次ギ起ル難問題ハ坑木入荷ノ將來ニ對シ深刻ナル暗影ヲ投ゲルニ至リ實ニ憂慮サレル所デアリマス。統制ノ不備ハ暫ク措クトシマシテ今其ノ相剋

ノ重ナル點ヲ列記致シマス

一、既得坑木商並ニ大手坑木商ト生産縣新興勢力ノ相剋

二、改正森林法並ニ地方生木材下部組織結成ニ對スル不安

(一)ハ一部坑木商ノ商權確保ト縣行政ノ相剋トモ見エルノデ、判リ易ク言ヘバ、ソノ推移ノ一ツデハ相當深刻ナ根本問題デ、具體的ナ問題ヲ簡單ニ説明スレバ、從來ノ大手坑木商ハ相當複雑多岐ニ互ル規格寸法ノモノヲ、然モ多大ナ數量ヲ些サカノ手落モノク供給シ來タノデアリマシテ、其ノ功績ハ殊勳甲ニ値スルモノニテ支障ガナケレバ之ガ技術並ニ其ノ企業性ヲ利用スルコトガ一番安全ナ方法デアリマスガ、統制ノ性質上其ノ獨占性ガ不可能ニナツタノデアリマス。ト云フノガ割當ガ縣別ニナリ生産出荷迄ノ責任權限ガ縣ニ負サレテ居ル關係上、自縣割當ハ自縣生産業者ノ手ニ依ツテヤル可キダトノ方針デ一縣「ブロッカー」制ヲシキ、コ、ニ兩者ノ相剋ガ起ツタノデアリマス。此ノ新興生産業者勃興ノ問題ハ事ノ良否

ハ措キ抹消出来ナイ研究問題デ、當會トシテ統制ノ當初

コノコトアルヲ豫想シテ、條文上コノ勢力ノ分野ヲ區分
統制ス可キヲ申言シタノデアリマスガ、當局ノ容レル所
トナラナカツタ問題デアリマス（當會ノ申言ノ狙ヒハ單
ニ其ノ兩勢力ノ相剋ヲ避ケルト云フ程ノモノテナク、進
ンデ將來ハコノ新勢力ニヨリ一部特定坑木商ノ獨占勢力
ノ強壓可能ナル方法トナシ居タシデアリマス）

（二）ハ説明迄モナク（イ）森林法ノ改正ニヨリ坑木業者ノ
山林買付不能若シクバ不自由ナルコト、（ロ）各縣ニテ
目下立案中ノ木材關係企業合同體ノ問題デアリマス。

（イ）ハ措キ（ロ）ノ件ハ地方木材株式會社ノ下部組織ト
シテ縣單位ニ木材全般ヲ包含シタル企業體ヲ設立シ供
出組合員ハ出資者トナリ、ツノ中核體ニ出資シテ企業
體ヲ離レ

① 操業ハ企業體自體ガヤル

（②）又ハ從來ノ坑木商ガ其ノ請負ニナルカ③縣ノ事情
ニヨリ企業體ノ設立不可能ナル場合ハ從來ノ供出組合

三、船送り坑木ノ專問取扱會社設立ノコト（土場專有
ニヨリ）

以上ノ三方法ナラ協力スルト云フノデス。之ガ現在ノ
坑木ヲ繞ツテ起リツ、アル最モ困ツタ問題デアリマス
ガコレハ一部特定坑木商ノ云分デアリマシテ、各縣生
産地ニ於ケル生産業者ハ如何ナル考ヘテモツテ居ルカ
之レガ知リタイノデアリマス。

之ヲ基本トシテコレカラノ各縣トノ折衝上ノ材料トシ
テ戴キタイノデアリマス。
次ニ調査項目ヲ列記シテ置キマスガ之ハ大體ノ目安ヲ
示シタモノデスカラ他ノ問題デモ必要ナコトハ隨時御
調査ヲ願ヒタイノデアリマス。

一、各縣別割當ニ對スル炭礦別契約ノ件

一、出荷ニ對スル月別寸法別具體的打合せノ件コレハ
各炭礦ヨリ詳細發表ナキタメコノ件ニ對シテ今後ノ
打合せニ對スル具體案ノ折衝

一、企業合同體ノ組織内容並方針

（ニヨリ操作サレルカ）

タメ將來營業ノ持續性ガナクナルコトニナリ、以上
（一）（二）ヲ要約シテ一部特定坑木商ハ各縣カラハ縮メ
出シテ喰ヒ統制條文カラハ商權ハ認メラズ、結局從
來投下シタル資金ヲ回收退却スルコトニ懸ギ出シタノ
デアリマシテ結局昂騰シタ價格ト不圓滑ヲ來タシタ供
出狀況ヲ統制ヨリ是正更正サセヨウトシタ意圖ガ反ツ
テ逆現象トシテ不安混迷状態ヲ來シタノデアリマス。

此ノ事ハ最初指摘致シマシタ様ニ一切ガ次ギ次ギト統
制ノ急激ナル累積ニ禍サレタノデアリマス。デハコレ
ヲ特定坑木商人ハ如何ナル方法ニ依レバ坑木ヲ出スカ
ト云フ問題デスガ、

一、企業合同體ノ組成ヲ坑木部門ノミ單獨會社トシ地
方木材株式會社ノ統制羈絆ヨリ脱シ日本社直接ノ支
配下ニ置クコト

二、日本社ガ生産直營ヲヤリ從來ノ坑木商ガ其ノ請負
ニテヤルコト

一、現行坑木統制法ニ對スル縣ノ意向並ニ今後ノ方針
一、割當ト供出可能量ノ件

一、他縣生産業者ニ對スル縣取扱方針

一、各縣標準規格別注文ト縣並ニ供出組合ノ意向

一、小經木一般用材ニ對スル縣ノ意向

一、坑木單獨會社設立案、（大手坑木商案、農林省ニハ
ソノ意志ナシ）ニ對スル批判

一、坑木輸送ノ圓滑ヲ期スル爲メ縣並ニ供出組合ノ意

見

坑木需給對策協議會

日時 昭和十六年九月二十二日午後一時

場所 博多ホテル

出席者 官廳側 山林局長、木材統制課長、福岡鑛山

監督局長、鬼木技師、熊本營林局長、福岡縣

林務課長、日本木材株式會社

炭坑側 福岡炭礦物資協議會、九州懇話會、西部鑛業

聯合會、宇部鑛業會、互助會
 (當會出席者赤司部長、町田課長、伊藤炭坑
 係員)

業者側 供出組合聯合會々々他

一、原田福協常務理事挨拶

一、山林局長挨拶

一、並木木材統制課長挨拶

一、議事 本日ノ炭礦側ヨリ提案サル可キ主題ハ坑木生産業者ノ重大關心ヲ持チツ、ソノ推移ヲミツメツ、アル企業合同體ニ對シ、坑木生産業者ノ更生サル可キ緩和策ニ對スル陳情ナルトコロ、劈頭並木統制課長ヨリ本件ニ付キ、次ノ如キ次官通牒ヲ以テ各縣ニ通知濟ニテ、中核體ノ完全ナル運営可能時期迄從來通り坑木商ノ營業ヲ認メルコトノ報告アリ、炭礦側ノ議題核心ニフレ之レニ終止符ヲ打タレタルニヨリ他ニ重要案件ナク、二、三割當變更等ノ問題、規格嚴守ノ必要性ニツキ炭礦側ノ希望意見ノ交換アリテ終了シタリ。

互助會トシテモ、ステニ云フ可キコトナク小口炭礦割當變更ノ件、各縣中小生産業者ノ重要性ヲ斷片的ニ開陳スルニトマメタリ。

次官通牒ノ大體

森林所有者、立木所有者ガ伐材ハ、來年五月以降ト

ヘ云ドモ自由ヲ認メル(素材製材業者)

但シ中核體ノ統制ニハ服スルコト(立木賣買ハ認メズ)

新坑開發助成金

福岡鑛山監督局で査定中であつた十六年度以降十八年度に至る新坑開發助成金交付申請は、左の六坑三百一十萬圓と決定したので、この程本省に申請した

このうちさきに水害による復舊対策を考案中であつた中鶴炭礦は、舊坑々口を閉鎖して新坑開發方針に決定したので今回の申請となつたものである、なほ同局管内十五年度新坑開發助成金交付指令に接した坑数は二十三坑となつてゐる

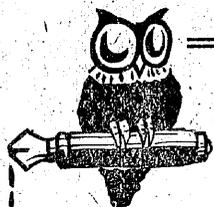
△高島炭礦新坑、新二坑、金谷坑

△新屋敷炭礦第三坑

△中鶴炭礦新坑、新二坑、金谷坑

△漆生炭礦第三坑

炭界日誌



福井生

八月十一日 (月)
 八月十二日 (火)

△石炭輸送對策協議會常任委員會が開催された

八月十三日 (水)

八月十四日 (木)

△石炭鑛業聯合會、金屬鑛業聯合會連名を以て、左近司商相、小泉厚相、鈴木企畫院總裁に對し鑛山勞務の根本對策に對する意見書を手交した、要領次の通り

一、鑛山勞務の特殊性に鑑みこれが勞働賃金は他産業に比し相當の懸隔を設くべきほか賃金形態についても地下作業の特殊性に應じもつとも効果的なる態様を考慮して明確なる規制を設け、いはゆる一律統制の弊に陥ることなきやう特に留意せられたること

一、生産能率の増進に關して別記の通り各種の方途ありといへども就中重要なるは勤勞精神の振興にありといひ得べく、これがためにはいはゆる勤勞體制の整備とこれに伴ふ人事管理の確立を急務とす、よつてこれについての指導方針を確立せられたること

一、勞務者各自の方策に就ていはゆる契約自由の原則に基づく雇傭觀念の根本的修正を前提とし産業の國家的重要性に從ひそれらの程度において雇傭關係を制

限し、あるひは勤勞義務を課するなどの處置につき考慮せられたること

一、鑛山勞務者およびその家族の生計を維持し定着をはかり安んじて能率を發揮せしむるがためには鑛山において生活必需品および勞働用具の必要量を保有しこれを簡易、迅速かつ低廉に配給することを絕對に必要とし従つてこれが要請に應ずるため鑛山に對するこれら物資の配給の方法ならびに鑛山配給所の取扱方については特別の方途を講ずるものとせられたること

なほ右の骨子にもとづき勞働條件の改善、生産能率の維持増進、生活必需品および勞働用具の配給機構ならびにその確保、住宅および厚生施設の整備擴充、表彰および扶助授護制度の確立、勞務者確保、技術者の確保などに關する七件につきそれら詳細にわたる具體案が附せられてゐる

八月十五日 (金)

△福岡縣職業課の本日の調べによると鑛山勤勞報國家一萬人を突破した

八月十六日 (土)

八月十七日 (日)

△本社武内専務上京

八月十八日 (月)

△若松合同石炭重役會

八月十九日 (火)

八月二十日 (水)

△本會々員荒牧健造氏は簡易豆水洗機を發明した

簡易な石炭水洗機が一業者の手で發明され石炭増産の掛聲に乗つて一時は「もん炭」の不評をかつたボタ混入の粗悪炭が一切驅逐される、發明の主は福岡縣嘉穂郡顯山村芳谷炭坑經營者互助會幹事荒牧健造氏で、この機械は原價僅かに百五十圓内外で造られる、全長二間位の至極簡単な豆水洗機だが實驗の結果、四千五百カロリーの品位がこの機械で洗はれると一躍六千カロリーの像良炭となることが實證されたので廿日荒牧氏は福岡鑛山監督局にこの報告を齎らし

た、従來の水洗機は一臺廿五萬圓以上もするので中、小産業者は催へ附の必要を認めながらも手が出せず、勢ひ不良炭を貯賣、また工場側も石炭不足のためやむなくその不良炭を購入するといった具合で國家的に見て大きな損害を來してゐた譯で、中村同局長もこの簡易水洗機の實用價値を認め管内中小炭坑業者に強制的備へ附けを懇望することになつた

八月二十一日 (木)

八月二十二日 (金)

八月二十三日 (土)

八月二十四日 (日)

八月二十五日 (月)

八月二十六日 (火)

△石炭の生産制當制が行はれるのではないかと見られてゐる

△井關福鑛局施設課長着任

△石炭鑛業聯合會及び金屬鑛業聯合會では勞務者對策につき打合せを行つた

八月二十七日 (水)

△武内本社専務歸若、歸來談を發表した

△福岡鑛山監督局では炭坑五人組制度を行ふことに決した

鑛物増産のため鑛山の鑛業報國會を再強化することとなり大日本産報の五人組制度を参考に独自の組織を採用しようとする鑛山は縣當局と協力、この案によつて至急いはゆる五人組を結成されたき旨九州、山口各縣當局と各鑛山へ廿七日要望書を發送した

鑛山の五人組結成條件は石炭山五百人以上金屬山百人以上の會員を有するものに限る組織単位は必ずしも五人を嚴守せず殊に集團探炭をやつてゐるところは切羽單位に組織すること、同時に組單位の常會と指導者懇談會を設置させそれ／＼作業に關する問題について協議會を毎週一回平均開かせる

生活上のことは従來の隣組に任せるさらにこの五人組を統轄する事務局の設置資格は石炭山千人以上、金屬山五百人以上の會員を擁する鑛山とされてゐる

八月二十八日 (木)

△若松沖仲仕請負業組合では石炭仲仕の溜新築することに決定した

八月二十九日 (金)

△日本石炭株式會社定時株主總會

日本石炭では二十九日午前十一時、丸ノ内本社に定時株主總會を開催、當期利益金處分案ならびに定款一部變更の件を原案通り可決したが利益金處分案左の如し

(單位千圓)

△當期利益金 五二一

△前期繰越金 三六

△合計 五五七

この處分

△法定積立金 四二

△特別積立金 三一

△株主配當金 一二五

(政府所有以外の民間株主配當年四分の割

△後期繰越金 八〇

八月三十日 (土)

△重要産業團體令の公布

八月三十一日 (日)

△西部石炭鑛業聯合會が移轉した

(福岡市下土居町二四)

九月一日 (月)

△石炭輸送株式會社が設立された

(參考欄參照)

九月二日 (火)

△西部石炭では優秀従業員を表彰することになつた

九月三日 (水)

△福鑛局では能率増進對策審議會を設立することになつた

九月四日 (木)

△石炭統制會設立小委員會が開かれ

九月五日 (金)

△筑豊石炭鑛業會は若松から福岡へ移轉を完了した、同會は石炭統制會の福岡支部になるものと見られる

九月六日 (土)

△石炭規格の改正が公布された(參考、法令欄參照)

九月七日 (日)

△日産高松炭坑産業報國青年隊結成式が行はれた

九月八日 (月)

△福岡縣經濟保安課では石炭閣事件三十件の一件書類を所轄檢事局へ送付した

△英、カナダ、諸威聯合軍は諸威スピッツベルゲン島に上陸、炭坑を差押へた

た

會では勞務者對策につき打合せを行つた

△福岡鑛山監督局では炭坑五人組制度を行ふことに決した

鑛物増産のため鑛山の鑛業報國會を再強化することとなり大日本産報の五人組制度を参考に独自の組織を採用しようとする鑛山は縣當局と協力、この案によつて至急いはゆる五人組を結成されたき旨九州、山口各縣當局と各鑛山へ廿七日要望書を發送した

鑛山の五人組結成條件は石炭山五百人以上金屬山百人以上の會員を有するものに限る組織単位は必ずしも五人を嚴守せず殊に集團探炭をやつてゐるところは切羽單位に組織すること、同時に組單位の常會と指導者懇談會を設置させそれ／＼作業に關する問題について協議會を毎週一回平均開かせる

た

會では勞務者對策につき打合せを行つた

△福岡鑛山監督局では炭坑五人組制度を行ふことに決した

鑛物増産のため鑛山の鑛業報國會を再強化することとなり大日本産報の五人組制度を参考に独自の組織を採用しようとする鑛山は縣當局と協力、この案によつて至急いはゆる五人組を結成されたき旨九州、山口各縣當局と各鑛山へ廿七日要望書を發送した

鑛山の五人組結成條件は石炭山五百人以上金屬山百人以上の會員を有するものに限る組織単位は必ずしも五人を嚴守せず殊に集團探炭をやつてゐるところは切羽單位に組織すること、同時に組單位の常會と指導者懇談會を設置させそれ／＼作業に關する問題について協議會を毎週一回平均開かせる

た

會では勞務者對策につき打合せを行つた

△福岡鑛山監督局では炭坑五人組制度を行ふことに決した

鑛物増産のため鑛山の鑛業報國會を再強化することとなり大日本産報の五人組制度を参考に独自の組織を採用しようとする鑛山は縣當局と協力、この案によつて至急いはゆる五人組を結成されたき旨九州、山口各縣當局と各鑛山へ廿七日要望書を發送した

九月九日 (火)

△福礦局管内石炭統制組合設立準備委員会が決定した
△石炭小口需要者の配給を統制することになり、燃料局より各地方長官に通牒を發した

九月十日 (水)

△山本社長歸着
△滿炭副總裁高崎達之助氏は上京の途、門司で次の如く語つた

「今度は北支と滿洲との經濟提携について打合せに行くのだ、今滿洲で欲しいのは何と云つても石炭の増産だ、そしてすべてのものを工業化し機械化することであり、第二次五ヶ年計畫は今までは「滿洲數字」といつて笑はれたのと違ひ實行出来る堅實なものであり、これが實行には社會のあらゆる凹凸をなほすためになほ一ヶ年位の日が必要だ、滿洲は現在産業の自給自足を圖つてゐるが自分はこれとは反對に特産物と輸出といふものを考へてゐる

九月十一日 (木)

△本社重役會を開催

九月十二日 (金)

△福岡觀光ホテルに於て石炭統制組合設立準備委員会が開催された

九月十三日 (土)

△前日に引續き石炭統制組合設立準備委員会を各統制組合毎に開催した

九月十四日 (日)

△九大教授岡本勇家博士北支、滿洲の資源調査を終へて歸來
「ガソリン代用の燃料資源を探し廻つたのだが、幸ひあちらは石炭が豊富なのでコークライトや無煙炭を大いに利用することによつて今後内地の燃料問題或る程度緩和することができるとの結論を得た」と語つた

九月十五日 (月)

△滿炭の遊休設備を北支開發會社に

讓渡することになつた

九月十六日 (火)

△石炭輸送對策協議會常任委員會を日本石炭本社に於て開催した

九月十七日 (水)

△北支當局では増炭五ヶ年計畫を樹てた

東亞經濟の自給自足計畫に對し華北の各主要産業は昨年以來全面的増産計畫を實行してゐるが、重工業生産原料として日滿支物動計畫は多大の貢獻をしてゐる華北石炭を飛躍的に増産させるやう當局は關係會社と協力して昭和十七年度を基準とする石炭増産五ヶ年計畫を樹立するため慎重準備を進めてゐる、目下研究してゐる計畫の内容はつぎの通りである

- 一、現在ある炭礦の全面的擴充をはかり特に中興、六河溝兩炭礦を大擴張し山西省に七ヶ所の新炭礦を開發する
- 二、炭礦に最も必要な資材については内地の遊休施設の移駐に極力努める

一、大規模な運炭線の新設ならびに擴充を行ひ港灣の改造に努力し石炭輸送計畫の確立を期す

二、各炭礦は附近住民の生活の確保と共同利益のため購買販賣農事金融合作社を創設して勞働者供給源を涵養する

九月十八日 (木)

△若松合同石炭重役會

九月十九日 (金)

△新坑開發助成金を引上げる事になつた改正要點左の通り

石炭増産獎勵金交付規則

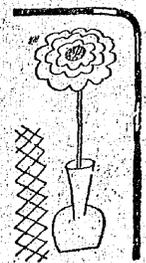
第二條 獎勵金は左の各號の一に該當する石炭山毎にこれを交付す

- 一、前年中における送炭量一萬噸以上の石炭山にして當該年中における送炭量が前年中（前々年中における送炭量が前年中における送炭量に比し大なる場合に在りては前々年中）における送炭量に比し一千噸以上増加したるもの
- 二、前年中における送炭量一萬噸以下の石炭山（前年中に送炭なき石炭山を含む）にして當該年中における送炭量が一萬一千噸以上のもの

前項の適用については新坑開發助成金交

付規則により助成金交付の指令を受けたる場合にありては當該新坑は坑毎にこれを石炭山と看做す

第三條 獎勵金の額は前條第一項第一號の場合に在りては當該年中における送炭量が前年中における送炭量に比し増加したる數量同條同項第二號の場合に在りては當該年中における送炭量が一萬噸を超えたる數量に對し石炭一噸に付四圓以内（前條第二項の規定による石炭山に在りては三圓以内）とす
とある第三條の（前條第二項の規定による石炭山に在りては三圓以内）を削除することになつてゐる



石炭鑛業採掘權設定並二異動

(八月中)

石炭採掘權設定

採掘番號	所在	面積	鑛業權者
佐賀 四六八	山城郡芦刈村	九三〇、六〇〇	東杵島炭礦株式會社
熊本 二二二	天草郡一町田村	六四四、三〇〇	旭無煙炭株式會社

石炭採掘權移轉			
採掘番號	所在地	舊鑛業權者	新鑛業權者
長崎 一八七	北松浦郡佐々村	中島小一	中島小一外
// 三五五	北松浦郡佐々村	//	//
// 五二五	北松浦郡佐々村	//	//
// 四七七	佐世保市	糸長幸吉	イロハ鑛業株式會社

// 五六	北松浦郡鷹島	佐藤一郎	横尾忠太郎
福岡 一三〇九	田川郡勾金村	秋元近嘉	安田貞一
長崎 一三	西彼杵郡松島	田中保	大島良資
// 三七八	西彼杵郡松島	//	//
山口 四七八	宇部市	中村順	竹口亮三
// 四九五	宇部市	鳥居鹿夫	竹口亮三
佐賀 三四二	小城郡北多久村	北島廣	中島茂外一
福岡 一一六五	嘉穂郡山田町	菊地庄作	中野嘉四郎外
福岡 二四九	京都郡伊良原村	加藤嘉彦	上田義夫
長崎 六二三	西彼杵郡崎戸村	松若半治	福岡八郎



編輯後記

昨年十二月七日の閣議で決定された
經濟新體制確立要綱の基底を爲す重要
産業團體令は九月一日から實施せられ
我國内外諸情勢に對處する經濟臨時體
勢は整つたが同令第二條に依つて定め
られる各部門別の重要産業の指定が勅
令發布後月餘に垂んとするにまだ決定
を見ぬ。

勿論石炭、鋼鐵、セメント等單一産
業に對する指定は容易であらうが、化
學工業部門の如きオイソレとは行きか
ねるかも知れない。而しそれならそれ
で難澁の部門は後廻しとして容易の産
業から何故下シ、指定し統制會を設
定せしめないだらうか。

お役人から觀れば左程までこの危局
が感ぜられぬと言はれても致し方ある

まい。萬一從來のやうな所管争ひでも
惹起してゐるのではないかと想はせる
やうな事があつては、それこそ臨戰下
國民に對して相濟みまい。

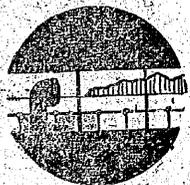
お役人のする事は一から十まで、ど
れもこれも悠長なものだ、それも平時
ならともかく對日英米經濟封鎖線A B
C Dの包圍線は、對獨ソ戰の進展に伴
ひ極度に壓縮強化されて來てゐる今日
において、折角民間の盛り上つた熱意
を冷却せしめてはならぬ、石炭部門特
に統制組合の如き福礦局管區の山口、
北九州、西九州組合の如きは既に九月
十二日、十三日でスツカリ準備は整つ
てゐる、民間側の御膳立ては出來上つ
ても肝心の業種別令による指定がない

鐵は眞ッ赤な時に鍛へねばならぬ、こ
の邊のゴツが官僚にはのみ込めぬらし
い、かく感じ來ると要するに我國に特
に官界に時代を背負ふ逸材なきをつく
く想はせる。

石炭行政中最も難しいのは中小炭坑
の取扱ひとされてゐる。中小炭坑を最
も能率的に活動させて、最も多量の石
炭を出すにはどうしたらいいか、この
問題に對しその全權を中小炭坑の統制
團體へ委任せよと言ふ解答は先づ最も
當を得たものと信ずる統制團體は全權
を委任される責任上あらゆる手段を盡
して増産につとめるのは、我國大公使
が外國にあつて奮闘すると同様である
量が多なくても質があるければと言ふ人

もあらうが、悪ければ悪いで使ひ途が
あるから、その質の善悪上下を正確に
區別しておけばよい。悪い炭は出すな
と言ふのは安當でない、原料炭を使用
してゐた普通の工場は、今日ではその
使用を製鐵用に奪はれ下級の炭を使用
しなければならなくなつてゐる、以下
順次下つてすべての工場は一段下の炭
を使用することになるから、粗悪炭の
使用を許容しなければならぬのは當然
である、新聞紙上傳へるが如き粗悪炭
産出炭坑の廢止論は社會上の問題は別
として、かゝる意味からも間違つてゐ
る。

政府も民間も眞剣になつて、今は石
炭を掘る時だ。



互助會報・第六卷第九號

購	一册	金參拾錢	郵稅共
購	半年分	金壹圓八拾錢同上	
購	一年分	金參圓六拾錢同上	
料	料金は前金の事		

昭和十六年九月廿五日印刷納本
昭和十六年九月廿八日發行

若松市本町二丁目

石炭鑛業互助會

發行人 風戸道康

編輯人 森 六郎

若松市老松町三丁目

印刷所 森 印刷所

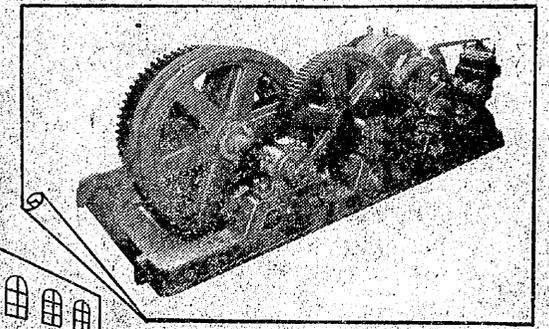
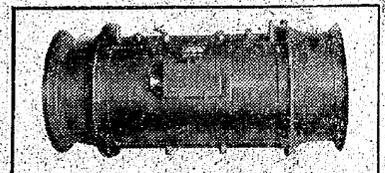
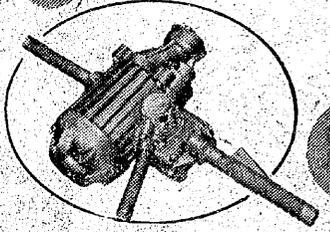
電話 二〇三番

福岡縣若松市本町二丁目

發行所 石炭鑛業互助會

電話 四七六六番
三〇九六番

礦山界、麒麟兒!! 好評噴々!!!



株式会社千代田製作所

石炭礦山用電機機械専門製作

型録進呈

本店 大阪市西淀川区佃町一丁目一七番地
電話(45)代表七五八

出張所 東京 東京市神田区錦町三丁目一番地
電話 神田(25)三〇八

福岡支店 福岡市上小路一丁目二番地
電話 東(2)五〇五六

礦業報國

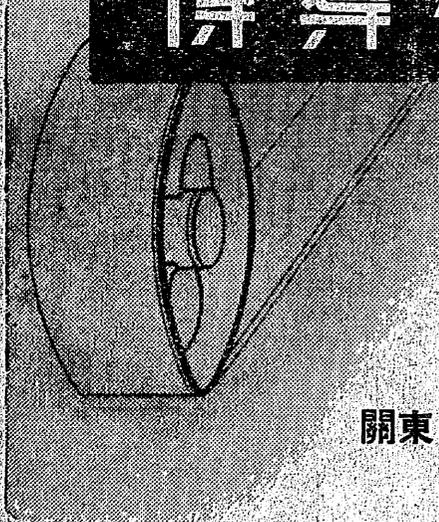
礦業へ我も興亞の戦士

行けよ 礦山銃後の線



福岡地方礦業報國聯合會

V型ベルト
 コンベヤベルト
 傳導ベルト

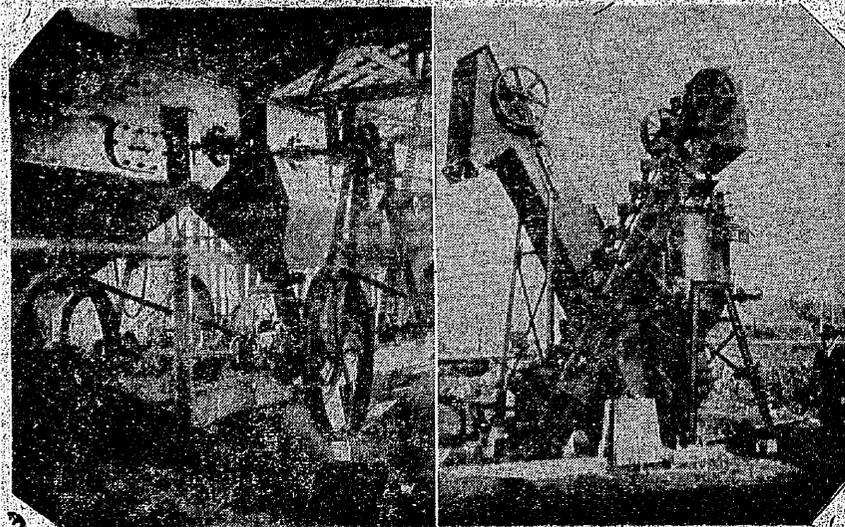


關東ゴム調帶株式會社九州營業所

福岡市博多下呉服町一番地
 電話 東〇五一三番
 本社營業所 東京市京橋區越前堀一ノ二
 電話 三三四四・三九六一
 京橋 六〇七二・九二〇一
 工場 東京市深川區枝川町二ノ六
 電話 深川 一四二九

力威新之界機洗水炭石

用採御所究研料燃省工商賜



機取採粉微式和々千特賣專

機洗水式和々千特賣專

長特之機本

- 一、昇進昇流吸引絶無
- 二、選別顯著再洗不要
- 三、調節自在炭種不問
- 四、機械簡牢故障絶無
- 五、敷地狹少設備低廉
- 一、微粉採取粉炭水洗
- 二、除砂完行灰分低下
- 三、排滴完全採粉高率
- 四、操作簡單常費輕微
- 五、機械簡牢設備低廉

(說明書贈呈
 即納機在庫)

(設計應依頼)

所作製和々千

壽和々千主所
 (番三三二話電) 町衣羽市方直縣岡福

最高級 最高馬力用 日本一品質

印ブレキライニング

(在庫品豊富)

ブレーキライニングは

世界第一の評ありし英國フェロードブレーキライニングの製法と全様の動力機製品にて我國最優秀の品にして現日本の他社製ブレーキライニングは其の殆ど全部が手織(人力)製なるに本マコト印は最新高壓の動力機械織製品なれば其壓縮度の緊密なる事到底手織製品の企て及ばぬ物にて特に大巾物と厚身の物に於いては其差甚だしきものあり依つて高馬力の捲揚機クレンの如き機械の摩擦板としては本品の右に出る物なし。

本品は故に原料石綿及眞鍮の量は手織製品に比して約35%多量に要するを以つて製品の比重又極めて高し、従つて本品は他社品に比して價格又一見非常に高價なるも其耐久力の絶大なる事により最大の經濟的能率的逸品たる事を確信を以つて推奨するものなり乞ふ御使用を。

最高級のブレーキライニング 本品の右に出る物なし

印 ニューマチックホース
アマノ式ベントスリーブ 發賣元
アマノ式C.Tプロテクター

マコト護謨工業所

代表者 天野 靖 市、郎

福岡市橋口町四六 (私書函福岡七八號)

電信略號受信フクオカマコトゴム 發信マヌはマコト
電話西②4678番 振替福岡16695番

出張所、代理店關係名

及其ノ取扱品名

奈須野機械有限公司九州出張所
エー・ゼー・ゴム洋行九州出張所
三和興業株式会社九州出張所
OK式五〇〇型コールドリル發賣元
株式会社直方鐵工所特約販賣店
株式会社國末製作所特約販賣店
株式会社鈴與機械製作所九州代理店
昭和カーボン工業株式会社九州代理店
合資會社鬼頭製作所九州山口代理店

精密強力工作機械
飛行機用切削工具類
自動車機械ポンプ類
電氣機械
鑄鋼車輪齒車製作

コンベヤーモーター 小型電氣捲揚機
エヤーホース サクシヨシホース カツプリングゴム パツキング
鑿岩機 ビツクハンマー類 日立製特約販賣店
1/4馬力 一馬力 一馬力半 コールドリル
大型電氣捲揚機 各種コンベヤー 白洗管
ヒソパラー
空壓壓縮機
カーボンブラッシュ ムトリツクカーボンブラッシュ
全鋼製チエーン ブロック並ニトロリブロック

梶島商會

福岡市上呉服町五番地
電話東二四八〇・二四八一番
私書函博多局第六九號
振替福岡三〇三〇二番

最高級 最高馬力用 日本一品質

印ブレキライニング

(在庫品豊富)

ブレーキライニングは

世界第一の評ありし英國フェロードブレーキライニングの製法と全様の動力機製品にて我國最優秀の品にして現日本の他社製ブレーキライニングは其の殆ど全部が手織(人力)製なるに本マコト印は最新高圧の動力機械織製品なれば其壓縮度の緊密なる事到底手織製品の企て及ばぬ物にて特に大巾物と厚身の物に於いては其差甚だしきものあり依つて高馬力の捲揚機クレンの如き機械の摩擦板としては本品の右に出る物なし。

本品は故に原料石綿及真鍮の量は手織製品に比して約35%多量に要するを以つて製品の比重又極めて高し、従つて本品は他社品に比して價格又一見非常に高價なるも其耐久力の絶大なる事により最大の經濟的能率の逸品たる事を確信を以つて推奨するものなり乞ふ御使用を。

最高級のブレーキライニング 本品の右に出る物なし



印 ニューマチックホース
アマノ式ベンドスリーブ 發賣元
アマノ式C.Tプロテクター



マコト護謨工業所

代表者 天 野 靖 一郎

福岡市橋口町四六 (私書函福岡七八號)

電信略號受信スクオカマコトゴム 發信マヌはマコト
電話 西 4678 番 振替 福岡 16695 番

精密強力工作機械
飛行機用切削工具類
電気機械ポンプ類
鑄鋼車輪齒車製作

棧島商會

福岡市上呉服町五番地
電話 東 二四八〇・二四八一 番
私書函 博多局 第六九號
振替 福岡 三〇三〇二番

出張所、代理店關係名 及其ノ取扱品名

奈須野機械有限公司九州出張所
エー・ピー・ゴム洋行九州出張所
三和興業株式会社九州出張所
○K式○○型コロムドリル發賣元
株式会社直方鐵工所特約販賣店
株式会社國末製作所特約販賣店
株式会社鈴與機械製作所九州代理店
昭和カーボン工業株式会社九州代理店
合資會社鬼頭製作所九州山口代理店

コンベヤーモーター 小型電氣捲揚機
エヤーホース ヲクシヨシホース カツプリンヅゴム パツキング
鑿岩機 ビツクハンマー類 日立製特約販賣店
馬力一馬力 一馬力半 コールドドリル
大型電氣捲揚機 各種コンベヤー 自洗機
ヒツパシ
空知壓縮機
カーボンブラッシュ ムトリツクカーメンブラッシュ
全鋼製チェーン プロツク並ニトロリプロツク

營業品目

傳導用ゴムベルト
傳導用Vベルト
コンベヤーベルト
ニューマチックホース
サクシヨンホース
ホースメンター
布入ゴム板
ベルトワックス
スパイラルパッキング
其他鑛山用ゴム製品
フレキライニング
ローハイドピニオン



横濱護謨製造株式會社

代理店

波多野護謨合資會社

小倉市大阪町九番地

電話 ⑤ 032番

振替 福岡 2550番

昭和十三年九月七日第三種郵便物認可 (毎月一回二十日發行)
昭和十六年九月二十五日附録本
昭和十六年九月二十八日發行

石炭鑛業互助會報

發行所 若松市本町三丁目

石炭鑛業互助會